

第9回西和賀町議会決算審査特別委員会

令和2年9月14日（月）

午前 9時30分 開 議

委員長 出席委員数は全員であります。

会議は成立しております。

これより本日の会議を開きます。

細井町長から提出されております説明員は着席のとおりでありますので、氏名の呼称は省略いたします。

それでは、本日の会議に入ります。

本日は健康福祉課、税務課、農業委員会、農業振興課、林業振興課、さわうち病院の審査を行います。

健康福祉課の審査は、認定第1号 令和元年度西和賀町一般会計歳入歳出決算のほか、認定第2号 令和元年度西和賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認定第3号 令和元年度西和賀町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、認定第4号 令和元年度西和賀町介護保険特別会計歳入歳出決算の3特別会計となります。認定第2号と認定第4号については国民健康保険税と介護保険料の審査もごさいますので、税務課の職員も出席します。

それでは、健康福祉課の審査を行います。

最初に、健康福祉課が所管する一般会計、2款総務費、3款民生費、4款衛生費について、健康福祉課長から事業の説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長 おはようございます。健康福祉課です。

本日出席をしております健康福祉課の職員を紹介します。廣田保健師長です。深澤課長代理です。刈田副主幹です。そして、私、新田です。よろしく願いいたします。

健康福祉課の会計につきましては、一般会計、

国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計となります。

それでは初めに、一般会計の決算の概要について説明させていただきます。一般会計から健康福祉課分として抜粋をした決算書のほうをご準備願います。抜粋をしました決算書9ページ、10ページを御覧ください。歳出の2款1項5目、総務費、財産管理費においては、福祉対策基金に5,007万2,000円を積み増ししまして、基金の総額を3億7,232万3,000円、医療従事者養成対策基金に1,200万円を積み増ししまして、基金総額を1,810万円にしたものです。

令和2年3月31日現在の基金の額につきましては、決算書にて説明をしたいと思いますので、すみませんが、決算書のほうをお手元にご準備願います。それでは、決算書の317、318ページを御覧ください。令和元年度基金運用状況調書の上から9つ目、福祉対策基金、こちらからになります。健康福祉課が所管する令和2年3月31日現在高を申し上げますと、福祉対策基金が3億7,232万3,000円、続きまして1つ下の医師養成対策基金、こちらが4,886万5,000円、医療従事者養成対策基金が1,810万円、少し飛びまして16項目めの福祉医療資金貸付基金、こちらが798万5,000円、少し飛びまして21項目め、国民健康保険事業財政調整基金2億8,361万1,000円、国民健康保険高額療養資金貸付基金500万円、介護保険事業介護給付費準備基金6,283万8,000円、介護保険高額介護サービス資金貸付基金200万円となります。こちらの項目が、8基金が健康福祉課の所管の基金になります。

すみません。また抜粋の決算書のほうをお開

き願います。抜粋の決算書9ページ、10ページを御覧ください。令和元年度から新たに実施をしました事業など主なものについて説明をいたします。3款1項1目、民生費、社会福祉総務費、1節、民生委員推薦会委員の報酬3万2,500円は、令和元年は民生委員・児童委員の改選の年でありましたから、民生委員推薦会の開催に要した支出になります。

同じく4節共済費の臨時雇用賃金の健康保険、厚生年金事業主負担金13万4,547円、雇用保険料7,978円、7節賃金の臨時雇用賃金32万601円。

13節、プレミアム付商品券取扱業務委託料356万3,181円、11ページになります、プレミアム付商品券システム改修業務委託料74万6,900円、プレミアム付商品券作成業務委託料57万3,588円は、令和元年10月から消費税、地方消費税が引き上げられたことに伴い、低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えをするため、低所得者、子育て世帯主向けにプレミアム付商品券の発行及び販売等の事業に係る経費になります。

また、23節、プレミアム付商品券事業費返還金351万5,000円は、国庫補助を多く受け入れたことから、返還したものになります。

2目高齢者福祉費、13節、公共温泉施設劣化調査等業務委託料33万円は、巣郷温泉老人憩の家の施設の劣化調査等の業務委託の経費になります。

13ページ、14ページを御覧ください。15節、悠々館ボイラー更新工事555万5,000円は、悠々館のボイラーを更新し、18節、全自動洗濯機12万2,200円、衣類乾燥機12万2,000円は、悠々館居住棟にある洗濯機、乾燥機を新たに購入した経費になります。

3目障害者福祉費、13節、自立支援給付システム改修業務委託料16万2,000円は、3歳から5歳までの障害児の通所及び入所による給付に

係る保護者負担額の無償化に伴う自立支援給付システムの改修業務の委託経費になります。

19ページ、20ページを御覧ください。4款1項1目、衛生費、保健衛生総務費、13節、ウイルス検査・ワクチン接種業務委託料6万8,904円は、乳幼児健診等を行う保健師等に対し、ウイルス抗体の検査、抗体のない職員に対しワクチン接種を実施した経費になります。

19節、岩手中部地域医療情報ネットワーク協議会負担金として44万5,200円は、中部圏域の医療機関、介護系施設等における診療情報等の共有化を推進する医療情報ネットワークの運営事業費の経費になります。

21ページ、22ページを御覧ください。2目予防費、13節、風しん抗体検査業務委託料13万3,528円、風しん予防接種（追加的対策）業務委託料3万1,263円は、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれまでの方を対象に実施した風疹の抗体検査及び予防接種を実施した経費になります。

同じく13節、健康管理システム改修業務委託料33万6,960円は、新たに風疹抗体検査追加接種記録を健康管理システムに追加できるよう、システムの改修業務の委託経費になります。

23ページ、24ページを御覧ください。6目健康づくり推進費、13節、ウォーキングマップ作成業務委託料9万9,000円は、参加者のウォーキングマップの作成業務の委託経費になります。

決算附属資料では63ページから74ページにかけて、それから155ページから166ページにかけて記載しておりますので、御覧いただきたいと思えます。

一般会計の説明は以上のとおりです。よろしくお願いたします。

委員長 健康福祉課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 おはようございます。私からは3点ほどお聞きしたいと思います。

まず初めに、決算附属資料の74ページ上段、予防接種費用助成事業ということですが、この中でインフルエンザ予防接種についてお聞きをしたいと思います、対象者が300人ということですが、まずはこの300人の対象者の基準というか、こういった人たちが対象者となっているのかということをお聞きしたいと思います。

次に、決算附属資料の158ページ、中段の(3)、西和賀町シルバー人材センター事業ということで470万の決算額ということですが、令和元年度のシルバー人材センターの活動状況についてお知らせをいただきたいと思います。

そして、もう一点であります、163ページの下段、下のほうですけれども、保健センター費ということで、保健センター(仮)建設事業ということで、この説明を見ると、先進地に行って情報収集をしながら、建設基本構想を策定したということですが、その基本構想の詳細についてお知らせをいただければと思います。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 決算附属資料74ページの予防接種費用助成事業の対象者についての詳細については、廣田保健師長のほうから回答します。

保健師長 お答えいたします。

インフルエンザ予防接種の対象者は、満1歳から小学6年生までの児童のお子さん300人というふうになっております。

以上です。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 シルバー人材センターのお答えにつきまして、少し休憩をいただきたいのですが、よろしいでしょうか。

委員長 暫時休憩します。

午前 9時45分 休 憩

午前 9時51分 再 開

委員長 休憩を解きます。

健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、シルバー人材センター

の事業について、活動状況についてお答えしたいと思います。

令和元年度の就業の実人員ということなのですが、すけれども、そちらは12名、そして就業延べ人員が333名ということになっております。事業の収入としましては176万1,840円ということになっておりまして、草刈り作業等の業務を行っております。

それでは、決算附属資料163ページの保健センターについての先進地視察と、それからあと基本構想についてですけれども、令和元年度につきましては平成30年度の検討内容を踏まえまして、昨年度大槌町のほうで保健センターが建設される予定ということで、職員が先進地の視察をしてまいりました。そちらの内容も踏まえながら、まず機能として必要とされる施設の機能や、それから建設後の医療、保健、福祉の連携の在り方等を踏まえた検討を行いまして、まず施設の機能を重点的にしました基本構想のほうを作成したところであります。引き続き、基本構想を基にしまして、昨年度から庁舎の在り方検討委員会のほうで、沢内庁舎、それから湯田庁舎、それから川尻保健センターの活用について、実質の事務室だとか会議室等の具体的な配置等が今年度策定されるということですので、そちらを踏まえて、新しく建設予定の保健センターの、これから会議室だとか事務室の面積等の規模について、今年度検討する予定となっております。

委員長 淀川豊君。

10番 予防接種についてであります、1歳から6年生までの子供300人が対象だということのようではありますが、実際助成数が97人ということで、令和元年度の当西和賀地域におけるインフルエンザの感染状況というのは、例年ぐらいの感染状況だったのか、多かったのか、少なかったのか、その辺は行政としてどのように捉えているのかということ。

保健センターの基本構想についてであります

が、策定したということではありますが、まだ確定しない部分もあるようではありますが、これは今年庁舎の在り方等の関係もあって、それが決まってからいろいろ決まっていく部分もあるようなご説明をいただきましたが、この基本構想については、議会に例えば資料として、現状において資料提供できるものか、その点についてお伺いしたいと思います。

委員長 廣田保健師長。

保健師長 昨年度のインフルエンザの感染状況のお尋ねについてお答えいたします。

まず、インフルエンザの予防接種ですけれども、ご存じかと思えますけれども、予防接種をしても感染しないということではなくて、重症化を予防するという意味合いから予防接種が行われております。

予防接種率ですけれども、その辺りはこちらでは把握しておらず、それぞれの親御さんの状況にお任せしているというところですが、感染状況につきましては確かに去年もインフルエンザが発生しまして、閉鎖した学年だったということがあります。

ということで、今年度はコロナウイルス対策というふうなこともありまして、今マスクでもインフルエンザの予防接種について扱いが協議されていると報道されておりますけれども、そちらの情報を得ましたらば、まずもってインフルエンザの予防接種と併せてPRをしていきたいと思っております。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 保健センターについてお答えいたします。

基本構想につきましては、現在施設のほうの機能というところで、まだ具体的などころまで来ていないので、今後これから具体的な規模や、それからスケジュール等を踏まえながら、そちらのほうも盛り込むとともに、さらにさとうち病院の医師の先生方からもご意見をいただきながら、基本構想をもうちょっと具体的なものを

つくりあげてから、議員の皆様にご説明をしたいと考えております。

委員長 淀川豊君。

10番 インフルエンザについては、保健師長からご説明がございましたが、私が言いたいのは、昨年度決算であります、その関連の中で、今コロナ禍での決算審査ということで、今年度のこれから寒い時期に入中で、インフルエンザと新型コロナがダブルで感染をするような場合、そして重症化するのではないかなということ、マスク等でも言われておりますので、今保健師長からはPR等ということではありますが、例えばほかの自治体あるいは外国を見ても、もう完全にインフルエンザ予防接種については無料化しながら、徹底してインフルエンザの予防接種をしているような、そういう考え方のところもあるようなので、その辺の考え方は当町においてははないのか。補助があつたりしないで、個人的に接種を受けてくださいというようなPRにとどまるような考えなのか、その辺は今後どのようにお考えになるのかということ。

基本構想については、まだ詳細が決定されていないということであるようですので、ぜひ早い段階で確定したものを議会のほうにご説明をいただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 インフルエンザの予防接種費用につきましては、委員さんがおっしゃるとおり、無料でというような自治体のほうもあるようですので、まず町としましても数に限りはあるのかなと思いつつも、無償化なのか、それとも一部補助ができるのかということも踏まえながら、内部で検討は進めているところです。

あとは、今後財政だとか、それから病院だとか、町内の医療機関だとか、それからあとは二役等と事業の在り方について検討は進めたいと考えております。

以上です。

委員長 刈田敏君。

1番 おはようございます。プレミアム付商品券のことにについて若干お伺いします。

附属資料の156ページで、これ消費税上がったということの中身でしたけれども、実態はどうだったかなというところですけども、販売決定者数が509人と書いてありますけれども、対象者になる人はどれぐらいで、最終的に何%ぐらいというか、そして使わないでしまったような券もあったのか、その辺の状況をお伺いいたします。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 プレミアム付商品券事業につきましてですが、申請の対象者になります、低所得者と子育て世帯では1,579人になりますので、実際販売決定者が509人になりますので、大体32.23%の方が申請をされております。実際購入をして使ったというか、使わないでしまったというところの率につきましては、大変申し訳ないのですが、ちょっと手元にお持ちしておりますので、確認をして後で回答したいと思います。

委員長 刈田敏君。

1番 執行率というか、32.2%が利用したということで、全体としてはどのように取っているのか。有効的だった……これは他町村のやつと並んでの事業だったと思うのですが、西和賀町ではどうだったのかということをお伺いします。

あと、情報的には、全ての面においてですけども、なかなか、行政側はやりましたと言っても知らない方々も多い中で、その点はどの辺まで周知させて、問題なかったのか、その点をお伺いいたします。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 プレミアム付商品券につきましては、まず低所得者、子育て世帯への販売と併せまして、町の観光商工課のほうでも同時的にプレミアム付商品券の発行をしたところ。率

にしますと30%をちょっと超えたというところですので、なかなか皆さんのご利用にはいかなかったのかなというところは感じますけれども、なので、その点につきましては思ったよりも、想定したよりも、事業の部分が下回ったところではありますけれども、今回は郵便局で取扱いの換金ということで、券のほうを発行できるということで、これまでよりは皆さんのお手元というか、近くで換金できる状況にはあったのかなと考えております。

また、今回なかなか浸透しないというか、なかなか申請が伸びなかったということもありまして、申請していない方々については、10月の時点でしたけれども、再度告知放送で連絡をしたり、それからはがきで再通知ということで、購入についてお知らせもしているところではあります。ということで、まずこちらとしましても広くPRをしながら進めてきたというところではあります。

以上です。

委員長 高橋宏君。

8番 国保税改定の話になった際に、医療費を抑制しなければいけないということで、その中で特定健診の受診率とか、特定保健指導の実施率を上げていかなければというような話になってきたと思うのですが、昨年度の実績についてお伺いいたします。

あわせて、以前聞いたときに、西和賀町、透析患者が人口の割合には多いというふう聞いたのですが、そのような状況に変化があるのか、併せてお伺いいたします。

委員長 廣田保健師長。

保健師長 お答えいたします。

決算附属資料168ページに特定健康診査等の実施状況がございます。令和元年度は45.9%の受診率、平成30年度は41.4ということで、受診率は改善傾向、よくなっています。これにつきましては、受診率を向上させる目的での事業を行って、数回個人通知を行ったりした結果、

受診率が向上したものと思われます。

あとは、透析につきましては、事業としては糖尿病腎症重症化予防事業というのがございます。これも国保の事業になっております。こちらにつきましては、糖尿病と思われる方で受診をしていない方をピックアップしまして、昨年度は対象者が7人おりました。その方に直接アプローチをしたりしまして、この7人というのは未受診の方だったのですけれども、その7人の方に家庭訪問あるいは電話で勧奨しまして、6人の方が受診に至っております。この方たちがいずれ透析になるかどうかというのは、また長い目で見なければならぬわけですが、こういった事業が昨年度から始まったということで、この事業の効果がこの後どういうふうに見られるかというふうなことです。

現在につきましては、透析患者さんは町内では二十二、三名、ちょっとはつきりしませんけれども、そういった方であります。新規に昨年度は1名の方が透析に至っていらっしゃると把握しております。引き続きこういった事業を行いながら、そういった重症な病気にならないよう努めてまいりたいと思ひます。

委員長 高橋宏君。

8番 指導の成果も出ていると思うのですが、ご存じのように、コロナの感染症が広まる中で、持病といいますか、疾患のある方の重症化というのが可能性として高いと思ひますので、そういうことを併せて住民に危機意識を広めながら受診率を高めて、結果的にこういう、介護保険もありますし、健康保険もあるのですが、様々な医療費の適正化に向けて、このコロナの広まりの危険性というのを併せた形での広報なり指導というのが考えられると思うのですが、そういう方向への現在の課内での取組についてお伺ひいたします。

委員長 廣田保健師長。

保健師長 委員さんご指摘のとおり、コロナウイルスはこういった透析の患者さんだつたりには

とても重症化を起こしやすいというふうなことが指摘されております。そういうことから、患者さん方もとても危機意識を持っていらっしゃるのだと思ひます。そういうことから、病院の医療機関のほうでそういった指導をいただければいいと思ひますけれども、こちらとしても引き続きそういった感染対策についての周知なり行っていきたくと思ひますし、事業につきましては、集団で行う事業がなかなか今例年どおりできない状況になってきておりますけれども、感染対策を講じながら、個別指導のほうで重点的に今年度は後半やっていく予定でおります。引き続きよろしくお伺ひいたします。

委員長 高橋和子君。

4番 3点ほどお伺ひしたいのですが、同僚議員とオーバーラップするところもありますが、最初に健診、抜粋の22ページなのですが、ここに健診項目がいろいろありまして、ご苦労さまです。同僚議員がおっしゃったように、医療費の抑制ということは健診の大きな役割の一つだと思ひます。それと同時に、健康で長生きして、幸せな生活を町民が送るといふところが最終的な目的だろうと思ひますが、そのためにも町民が健康状況を自分で分かつて、そして暮らしにそれを生かして、自分自身が健康になっていくという方向づけをするためにも、健診をできるだけ受けて、自分の健康の実態を知るといふことは大事で、そういう趣旨で健診をされているのだらうと思ひます。

私、今お伺ひしたいのは、各種健診それぞれ、様々な年代が対象になっていると思ひますが、特にも高齢者になる前、高齢者の手前のところまでの健康管理というのが、そういった将来健康へ向かい、医療費を使わないという、そして最終的には介護保険もあまり使わないという方向に持っていくためには、やはりご苦労されていると思ひますが、そういった高齢者の前の方々の健康状態を把握するといふこと、そして重ねて言ひますが、それぞれの町民自身が自分の

健康状態を知って、自分が管理していくというところに指導していくというのが大事ではないかなと私は思っているわけですが、そういった観点から考えますと様々な壁が業務の中にあるだろうと思います。そういったやりにくさとか、こういった予算がつかないとか、町民の方々の理解がこういう点で得られないとか、そういった点が、今急に言われてもあれかと思いますが、でも毎日の日常の活動の中で感じておられるだろうと思いますので、お尋ねするわけですが、そういった観点から捉えている部分をお知らせいただきたいと思います。まず最初にこれ、あとそのほかに2つほどありますので、私忘れやすいので、1つずつやらせてください。委員長いいですか。

委員長 よろしいです。

廣田保健師長。

保健師長 健診の重要性についてのPRをありがとうございます。委員さんのおっしゃるとおり、高齢期になる前の健康状態を把握することは重要だということをお話いただきました。そのとおりでございます。

健診の状況についてちょっとお話ししますと、今健診は各公民館を回って、集団健診をメインで行うのと同時に、さわうち病院に委託した1日人間ドック、この2本立てで行ってきております。集団の健診ですけれども、今がん検診は合理化を求められておまして、健診車1台当たり1日何人、そのノルマを達成しませんと、来年度から台数を減らしますというふうなお話が出ておまして、私たちも危機意識を持って住民サービスを落とさないように取り組んできているところです。その中では、過去に1度でも受診をした方で、最近がん検診を受けていない方に対しては未受診者対策として、封筒の色を変えるなどして注意喚起を行ったところ、そういった方々の受診が増えてきているところです。やはりこちらも時々そういった趣向を凝らしながら対策を行って、住民の自らの健康に気

づき、行動を起こしていただくような取組を引き続き行っていきたいと思っております。

予算につきましては、そのとおり、受診者分は予算を計上いただいておりますので、引き続きそのとおりやっていきたいと思っております。

活動につきましては、様々な事業が細分化になっておりましたので、そちらに合わせた形でやっておりますけれども、住民から見ればどういった形でやりにくさがあるのか、その辺は住民からお聞きしたりしながら、引き続き健診業務並びに健康づくり、そちらに取り組んでまいりたいと思っております。

委員長 高橋和子君。

4番 指導するとき、住民の考え方とか、暮らしの実態とかというのを行政が把握していないと、適切な指導はできないのではないかなと思っておりますが、そういった点での困難さのようなのはありますか。

委員長 廣田保健師長。

保健師長 個人的な考えとしましては、私が勤めたあたりとは違いまして、社会構造が変化してきておりました。そして、高齢化率が半分以上ということから、今、日中に実施しましても若い世代は会社勤めで、集団のほうにはいらっしやらない。でも、会社のほうで受けているかどうか、その辺の把握がちょっとこちらでも十分にできていないといったところで、実態が十分に把握できていないかもしれないという、そういった私の困難さというのがあります。

以上です。

委員長 高橋和子君。

4番 まさにそれは廣田保健師長個人の考えではないと思っております。それが実態だろうと思うのです。だけれども、そういう実態があったときに、そこからどうするかということで、打開されるものだろうと思うのです。会社に勤めていて、分からないということであれば、そういったところにどのように、提携なり、連絡なり、お願いなりして、行政として健康状態を教えて

もらえるかというようなことも、最近は何と違って、そういった部分が大きいだらうと思えますので、つかめない、つかめないということですけれども、そのつかめないところから始まるというものだらうと思うのです。これは、昔も今も変わりありません。昔もみんな出稼ぎに行ってしまうっていて、つかめない時期があって、それでどうやって働き盛りの健康をつかむかということで、1年に1回精密検査、それには予防ということで力を入れたのが現在の人間ドックなのです。1年に1回、詳しい検査を全部やってしまうというふうなことだったのです。ですから、そういった壁というのは次の発展の足がかりになると思えますので、健診率が低いし、高齢化して大変だということを、やっぱりそこにきちっとメスを入れていくということが必要ではないかなと思えますので、そういった対応をしていていただきたいなと思えますが、いかがでしょうか。一歩踏み込むというふうなあたりで、今後、へこんだところを何としても取り戻していくというところあたりの決意みたいなのお伺いしたいなと思えますが。

委員長 廣田保健師長。

保健師長 そういったところを、今世の中は健康経営というふうな言葉で、企業も社員の健康づくりに取り組むことが求められてきておりますので、そういった世の流れに合わせて町内の企業連さんだったり、各種団体の方ともう少し踏み込んだ形で連携して、事業を展開してけるように組立てを検討したいと思えます。

委員長 高橋和子君。

4番 次に移りたいと思えます。インフルエンザの件で、同僚議員の質問でいろいろ分かりましたが、コロナとインフルのダブルパンチが来るだらうというのが今の日本の状態、世界の状態だと思えますが、やはり予防できるものは早めに予防していくということが大事で、助成体制は必要だと思えます。それで、県内を見ますと、自治体、市町村で見ますと、西和賀町と、

あと1つか2つぐらいです、何の助成もやっていない……子供以外ですよ、大人に対して。特に高齢者ですね。そういった状況のようなんです……

委員長 マスクをしてください。

4番 ごめんなさい。それで、総括でもう一回やりたいと思えますので、そういった方向づけをちょっと検討しておいていただければと思いますが、ご検討いただけるでしょうか。

委員長 決算審査でありますので、質問事項、やはり決算に関わる質問に変えていただきたいと思えます。

高橋和子君。

4番 だけれども、コロナに関する話は今やっておかないと間に合わないですよ。総括ならいいでしょう。決算だからですけれども、インフルエンザの内容については理解して、決算そのものに異議あるわけではありません。その一歩を進めたところの、決算があってその次があるということですから。

委員長 決算審査の委員会ですので、質問者は決算審査に関わる事項で質問をお願いします。

4番 分かりました。そういう思いであります。

それでは最後ですが、24ページの保健委員のところでお尋ねしたいですが、現在保健委員さんの活動状況というのはどうなっているのか。

それから、ここに決算が、162万で決算載っております。不用額はありません。この予算が保健委員さん方にどのように使われたのか。

それから、令和元年度の活動状況をお知らせください。

委員長 廣田保健師長。

保健師長 保健委員さんの状況についてお伝えします。

まず、報酬ですけれども、年額3万6,000円、保健委員は45人となりまして、162万円という決算になります。

活動状況につきましては、まず健診の取りまとめを年度末に行っていただいて、対象者に配

付していただいております。それを取りまとめ
てもらったものをこちらで、各種健診申込者に
通知するわけですけれども、そういった通知書
をお渡ししていただいております。

それから、保健委員さんのほうには、健診の
会場となります公民館等の鍵の開け閉め、ある
いは健診の当日に係るお手伝いですが、
今年度は特にコロナウイルス感染症予防対策の
観点から、密にならないような声かけ、それか
ら消毒の徹底といったところで、今年度は特に
踏み込んだ形で保健委員さんに多大なるご協力
をいただいております。

そしてまた、特定健診の結果につきましても、
保健委員さんを通して配付いただいております
し、あとまた保健委員さんに直接健診について
のお尋ねがあった場合には、直接お答えいた
だいたり、例えば大腸がん検診の便の容器を保健
委員さんから直接届けてもらったりといったこ
とで、日々そういった細かい健診業務に対応を
いただいているところです。

委員長 高橋和子君。

4番 この保健委員さん方、45人集まったとき
に、住民の実態を彼女たち……彼女とは言わな
い、女性だけでしたっけ、お尋ねになったりし
て進めてこられたかどうか、お伺いします。

委員長 廣田保健師長。

保健師長 保健委員会、年3回行っております
けれども、その都度、日々の活動の中での疑問
点だったり、悩みだったりということで、グル
ープワークを行っております、住民の様子を
そこから、私たちは保健委員さんを通して伺
うことができます。

以上です。

委員長 高橋輝彦君。

6番 抜粋の11、12ページになるかと思うの
ですけれども、福祉バス管理費というのが多区分
にわたってあるものと思われま。この決算
の総額はいかほどになるのかなということと、
2台のバスを利用していると思うのですけれど

も、1台は平成8年式、もう一台は平成10年式
ということなのですけれども、前回この古いバ
スはそのまま使うのだというお話だったと思
いますけれども、走行距離はどれぐらいになっ
ているのか、まずお聞きします。

それと……私も、すみません、1つずつにし
てよろしいでしょうか。まずはここをお願いし
ます。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 福祉バスの金額、決算書に載っ
ている金額なのですが、福祉バス管理費に
つきましては支出済額総額で80万2,172円とい
う金額になります。主なものになりましては、
決算の一般会計の抜粋の分になりますけれど、
賃金の分の臨時雇用賃金の部分と、それから
11節の需用費の燃料費、それから修繕費、そし
て12節の役務費のタイヤ交換手数料、それから
定期点検手数料、そしてあと自動車保険料、そ
して13、14ページにあります27節の公課費の自
動車重量税、こちらのほうにそれぞれ、一部分
ずつになるのですけれども、福祉バスの管理費
が計上されております。総額で80万ほどにな
ります。

そして、福祉バスのそれぞれの走行距離なの
ですけれども、湯田バスと沢内バスそれぞれあ
りまして、湯田バスにつきましては29万761キ
ロメートルということで、こちら車検時になり
ますし、沢内バスも同じく車検時ということで、
66万1,859キロメートル、こちらがその走行距
離になっております。

以上です。

委員長 高橋輝彦君。

6番 ありがとうございます。この間の企画課
のときの審査では、バス2台所有していて、そ
れが平成21年のもので、たしか走行距離が30万
ともうちょっとだったと思うのですけれども、
危険というようなこともあるので、新規に購入
するのだというお話がありました。今回そうい
う点等を踏まえたようなことはお考えになっ

いなかったのか。

また、福祉車両なのですが、両方に持つておく必要があるのかなど。同時に使う必要がないのであれば、1台保有しておけば間に合うのかなというふうな思いもごさいます。その点お考えになっていないのか、お聞きします。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 湯田バスと沢内バス、それぞれ平成8年式と10年式ということで車両のほうあるのですけれども、それぞれ定員が異なりまして、湯田バスのほうは定員29人、そして沢内バスが定員38人ということで、現在こちらのバスについては老人クラブさんの活動だったり、それから各課の、それから町で主催するイベント等の利用が主なものなのですけれども、そちらのイベント、老人クラブさんだと小さい道というか、細い道も入っていくので、どうしても大型のバスが難しかったりということで、その利用に応じて、マイクロがよかったり、大きいバスがよかったり、大型バスがよかったりということもあって、現在それぞれ湯田と沢内に2台ずつあります。

そのほか、実際スクールバスだとか、それから患者バス等の車検のときにも使用している関係で、どうしてもサイズ的にも異なりますし、そのような形で2台今所有しております。

あと、湯田バスと沢内バスは、それぞれ車庫の関係がありまして、1か所に置いていないところもあります。

あとは、今回のコロナの関係で、例えば1台購入だとか2台購入ということについては、特に健康福祉課の中では協議とか検討はしていない状況になります。

委員長 高橋輝彦君。

6番 購入の年式が古いからとか、走行距離が60万というようなことで、一概に危険であるかどうかというのは言えないかとは思いますが、そうしますと令和元年度の結果を踏まえて、もう少し継続した使用というのを考えているのだ

ということよろしいのですか。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 更新につきましては、湯田バスのほうが年式が古い関係もありますし、今後車検時の修繕等に費用がかさむようであれば、湯田バスにつきましては廃車の検討を進めたいなどは課内では考えております。その代替としまして、まず町のほかの課の所管しているバス等の利用状況というか、そちらの状況に応じて、福祉バスに替えられるものもあれば、そちらのほうから福祉バスのほうに移管をしてということも考えているところです。

委員長 高橋輝彦君。

6番 分かりました。

次の質問があと2つぐらいですけれども、1つは附属資料の71ページです。上段の特定不妊治療費助成事業です。こちらの実際の個人負担というのはいかほどになるのかなど。治療内容にもよると思うのですけれども、実際大体個人負担はどれぐらいになっているのかなどということが分かればお知らせいただきたいと思います。

あともう一つは、附属資料73……こちら先ほどあったので、こちらは結構です。1つだけで結構です。

委員長 廣田保健師長。

保健師長 特定不妊治療費の件ですけれども、これは個人個人で金額が大きく違っております。まずは、岩手県の助成額の20万円を助成受けまして、あとそれを差し引いた額で町では20万円を上限として助成しているというふうなものになります。人によっては100万単位の高額な方もいらっしゃるかもしれません。

以上です。

委員長 高橋輝彦君。

6番 個人個人によって治療内容が違いますので、そのようなことになることもあるかと思いますが、これについては少子化問題もごさいます。町として、この事業を継続していく上で、自己資金等を気にしないで治療を行ってもら

ような、そんな対策というのは特に考えていないでしょうか。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 委員さんのおっしゃるとおり、一人一人への支援につきましても、町としても必要というふうな認識はしているのですけれども、今現在あります特定不妊治療助成事業について、まずこちらのほうを進めていきたいと考えております。予算につきましても、支出状況に応じまして、その都度議会のほうに提案をしまして、補正等の対応をして進めていきたいと考えております。

委員長 深澤重勝君。

7番 質問ということではなくて、ちょっと心苦しい部分あるわけですが、課長の答弁に対して確認をしたいというふうに思いますけれども、最初淀川委員が質問しました保健センターの件に関して、課長いろいろ答弁する中で、ちょっと最後のほうに庁舎の在り方検討委員会と、それから沢内庁舎の関連というようなことが言葉の中に出てきたのですけれども、そのことについてもうちょっと詳しくなり、あるいはその部分についてもう一度お願いしたいのですが。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 保健センターの建設につきまして、令和元年度の取組としまして、平成30年度の検討を踏まえまして、令和元年度につきましては施設の内容や機能について検討をしてみました。その中で、施設の規模につきましては、令和元年度の中で庁舎の在り方検討委員会が立ち上がりまして、庁舎の方向性の検討が進められてきたということで、湯田庁舎や沢内庁舎、それから川尻保健センターの事務室や会議室の規模、そちらのほうの配置について検討が進められ、令和2年度にはその実施設計に向けて確定するということがありましたので、そちらにつきまして、その規模、新しい新保健センターの建設に向けた構想の中に入れる規模につきましても、具体的にそこまで検討はしないで、令

和2年度に庁舎の方向性が決まり次第、規模について検討を進めたいということでお話をしたところです。

委員長 深澤重勝君。

7番 確認ですが、そうすると、いずれ言葉として沢内庁舎あるいは庁舎在り方検討というようなことが出てきただけで、保健センターと沢内庁舎をリンクして考えているということではないのですか。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それぞれ今庁舎の在り方について、庁舎のほうについて具体的に検討されていますので、保健センターについては特にリンクをしてというふうな考え方はしないで、今は機能、保健センターに必要とされる施設の機能について具体的に検討しているというところになります。

委員長 ほかにございませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで健康福祉課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここで11時まで休憩いたします。

午前10時48分 休 憩

午前11時00分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開いたします。

保留となっておりました件について答弁を求められておりますので、これを許します。

健康福祉課長。

健康福祉課長 先ほど刈田委員さんからプレミアム付商品券の換金の分のご質問について、ちょっと答弁を保留させていただいた件につきまして、町としては全体として1,801セット販売をしまして、10セット換金されていなかったということで、全体として99.44%程度が換金され

ています。

委員長 刈田敏委員の質問事項です。この答弁でよろしいですか。

(はいの声)

委員長 それでは、続いて審査に入りますが、審査に入る前に質問者をお願いいたします。今回の委員会は、決算審査特別委員会でございます。決算を主体とした質問で委員会を進めていきたいと思っておりますので、簡潔明瞭な質問をよろしくお願いいたします。

続いて、認定第2号 令和元年度西和賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の審査に進みます。

健康福祉課長から事業の説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、国民健康保険特別会計決算の概要について説明させていただきます。

決算書184ページをお開きください。決算書184ページに令和元年度の国民健康保険特別会計歳入歳出決算額のほうが記載になっております。歳入決算額は6億2,276万5,795円、歳出決算額は6億1,080万9,077円となり、差引残高が1,195万6,718円となりました。

185ページ、186ページを御覧ください。歳入は、国民健康保険税が9,991万3,506円、県支出金が4億2,891万4,726円、繰入金が8,186万4,938円、繰越金が890万4,613円となりました。

187ページ、188ページを御覧ください。歳出は、総務費が4,483万8,219円、保険給付費が3億9,026万5,904円、国民健康保険事業費納付金が1億4,374万5,804円、保健事業費が925万5,150円、基金積立金が1,533万円、諸支出金737万4,000円となりました。

決算附属資料では、36ページ、37ページに前年度との比較も含めた決算状況を記載しております。

それでは、すみません、決算附属資料のほうを御覧ください。36ページ、37ページになります。第9表、国民健康保険特別会計の決算状況

になります。歳入では、国民健康保険税が前年度比475万9,000円の増。歳出では、総務費が前年度比2,407万2,000円の増、保険給付費が前年度比530万円の減、基金積立金が前年度比1億2,884万4,000円の減となっております。

それでは、すみません、決算書のほうに戻りまして、決算書195ページ、196ページを御覧ください。歳出になります。歳出の主なものは、1款1項1目、総務費、一般管理費、13節、国保事務処理標準システム導入業務委託料1,176万1,200円、19節、国保事務処理標準システム共同利用構築負担金1,148万8,400円は、令和2年度の10月から稼働するシステムへの移行作業に係る経費になります。

203ページ、204ページを御覧ください。5款1項1目、保健事業費、特定健康診査等事業費、13節、特定健診受診率向上事業委託料として338万5,360円を昨年度に引き続き支出しております。40歳から74歳の方を対象に特定健診を行い、健診の結果に基づいて保健指導を行い、生活習慣病の予防に努めているところです。未受診者への再勧奨業務として、厚生労働省シンクタンクである株式会社キャンサーキャンに依頼して、通知から実態把握、分析までの一連業務を委託し、受診率の向上に努めてまいりました。その結果、受診率は45.9%になり、前年度を4.5ポイント上回っております。

保険給付事業費納付金の合計は5億3,401万1,708円となっております。

これらの歳出を補う財源として、県支出金、一般会計からの繰入れ、繰越金及び税収などで収支の均衡を図っております。

決算附属資料では63ページと166ページから169ページにかけて、国保の加入状況や保険給付状況、特定健康診査、特定保健指導状況などについて記載をしておりますので、御覧いただきたいと思っております。

国民健康保険特別会計の説明は以上のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

委員長 健康福祉課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

これで認定第2号 令和元年度西和賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

続いて、認定第3号 令和元年度西和賀町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の審査に進みます。

健康福祉課長から事業の説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長 後期高齢者医療特別会計決算の概要について説明させていただきます。

決算書209ページを御覧ください。令和元年度の後期高齢者医療特別会計歳入決算額は8,944万8,409円、歳出決算額は8,933万4,309円となり、差引残高が11万4,100円となりました。

210ページ、211ページを御覧ください。歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料が5,537万6,250円、繰入金金が3,351万9,944円です。

212ページ、213ページを御覧ください。歳出の主なものは、総務費が334万8,604円、後期高齢者医療広域連合納付金が8,557万1,110円です。岩手県後期高齢者医療広域連合が保険者として、保険料の額の決定、医療費の給付、被保険者証の交付などを行い、市町村が保険料の徴収、申請や届出の受付、通知書の発送等を行っているものになります。

決算附属資料では、38ページ、39ページに前年度の比較も含めた決算状況を記載しております。

それでは、決算附属資料38ページ、39ページのほうを御覧ください。第10表、後期高齢者医療特別会計の決算状況になります。歳入では、

後期高齢者医療保険料が前年度比706万9,000円の増。歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金が前年度比345万2,000円の増となります。

また、決算附属資料の169ページ、170ページに被保険者数、保険料賦課、収納状況、申請書の受付状況等について記載をしておりますので、御覧いただきたいと思います。

後期高齢者医療特別会計の説明は以上のとおりでございますので、よろしくお願いたします。

委員長 健康福祉課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。

質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

これで認定第3号 令和元年度西和賀町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

続いて、認定第4号 令和元年度西和賀町介護保険特別会計歳入歳出決算の審査に進みます。

健康福祉課長から事業の説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長 介護保険特別会計決算の概要について説明させていただきます。

決算書222ページを御覧ください。令和元年度の介護保険特別会計決算額は、保険事業勘定において、歳入決算額14億1,542万7,452円、歳出決算額は14億871万7,735円、差引残高が670万9,717円となりました。

223ページ、224ページを御覧ください。保険事業勘定の歳入の主なものは、保険料が2億3,979万9,070円、国庫支出金が3億7,259万9,222円、支払基金交付金が3億4,314万5,000円、県支出金が1億9,882万6,442円、繰

入金が2億476万円、繰越金が5,619万5,976円です。

225ページ、226ページを御覧ください。歳出の主なものは、総務費が3,129万3,986円、保険給付費が12億4,172万4,109円、地域支援事業費が6,551万7,928円、基金積立金が4,688万9,000円です。

決算附属資料では、40ページ、41ページに前年度との比較も含めた決算状況を記載しております。

それでは、決算附属資料のほうを御覧ください。40ページ、41ページになります。第11表、介護保険特別会計（保険事業勘定）の決算状況になります。歳入では、保険料が前年度比294万8,000円の減、国庫支出金が前年度比541万4,000円の増、支払基金交付金が前年度比1,188万6,000円の増、県支出金が前年度比968万8,000円の増。歳出では、保険給付費が前年度比5,184万8,000円の増となりました。決算書とは若干科目が異なりますが、これは地方財政状況調査の様式に合わせたことによるものです。

それでは、すみません、また決算書のほうにお戻りください。決算書235ページ、236ページを御覧ください。歳出になります。1款1項1目、総務費、一般管理費、13節、在宅介護実態調査業務委託料92万4,000円。

247ページに飛びますが、247ページ、3款1項2目、地域支援事業費、一般介護予防事業費、13節、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託料326万7,000円は、令和3年度からスタートする第8期介護保険事業計画策定のための基本資料を得るための経費になります。

251ページ、252ページを御覧ください。3款3項包括支援事業費（社会保障充実分）は、これまで3款2項包括的支援事業・任意事業費にそれぞれ計上してしたものを、国や県の交付金に合わせて整理をしたものです。1目1節報酬、在宅医療介護連携支援員36万1,538円は、介護認定調査を主体とした業務から住民生活の現状

を把握し、医療介護連携に向けたコーディネーター役として配置したのですが、年度途中で退職された方の後任の確保が見込めず、減額したため、前年度比125万3,662円の減となっております。

257ページを御覧ください。介護サービス事業勘定において、歳入決算額1,213万2,543円、歳出決算額1,154万3,436円となり、差引残高が58万9,107円となりました。

258ページ、259ページを御覧ください。介護サービス事業勘定の歳入の主なものは、サービス収入が350万7,010円、繰入金が829万9,000円です。

260ページ、261ページを御覧ください。歳出は、総務費が843万5,916円、事業費が310万7,520円で、地域包括支援センターに設置しているシステム機器、介護予防サービス計画作成業務に係る経費が主なものになります。

決算附属資料の170ページから177ページにかけて、要介護認定状況、介護認定者の内訳、介護保険料、給付実績、サービスの利用状況、地域支援事業について、178ページから183ページにかけて、地域包括支援センターの運営状況、多職種によるネットワークの構築状況、権利擁護、サービス事業勘定における介護予防プランの作成状況と介護予防サービス計画費の状況について記載をしておりますので、御覧いただきたいと思っております。

介護保険特別会計の説明は以上のとおりでございますので、よろしくお願いたします。

委員長 健康福祉課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。
淀川豊君。

10番 附属資料の149、税務課の部分になりますが、介護保険料の状況ということで質問してもよろしいですか。介護保険なのでいいですか、保険料について。

滞納者の状況の中で、平成28年から令和元年度分までの推移が記載をされておりますが、平

成28年、滞納件数が8件で、滞納者は1人ということですが、令和元年度、44件の12人ということになっておりますが、これは28年から介護保険については滞納者が少しずつ増えているということなのか、その点については担当課としてどのように捉えているのか、その辺の説明をいただきたいと思います。

委員長 税務課長。

税務課長 ただいまの質問は、平成28年度から令和元年度分の滞納者の状況、人数、それから金額が増え続けているということの質問かと思えます。今手持ちがちょっとなくて、この後税務課の審査がございまして、それまでに準備させていただきたいと思えます。

委員長 ほかに質疑ございせんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

これで認定第4号 令和元年度西和賀町介護保険特別会計歳入歳出決算の審査をひとまず終わりたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで健康福祉課への質疑をひとまず終了します。

ここで暫時休憩します。

午前11時24分 休 憩

午前11時28分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開いたします。

続いて、税務課の審査を行います。税務課は歳入から行います。

税務課長から歳入及び歳出2款総務費について事業の説明を求めます。

税務課長。

税務課長 お疲れさまでございます。

それでは、令和元年度税務課所管の決算審査に当たり、説明補助員として、藤原課長代理、深沢主任、鈴木主事も同席し、審査説明に加わ

りますので、よろしくお願いいたします。

税務課は主に決算附属資料に基づき、歳入を中心にご説明させていただきます。

決算附属資料139ページからになります。初めに、町税でございまして。1、町税の収納状況(現年課税分)のところですが、調定額の総額が5億1,374万4,759円、収入済額が5億872万3,872円、収入未済額が502万887円、収納率が99.02%となり、前年度比で0.01ポイント増となりました。

(1)の個人町民税では、納税義務者2,549人中、未納者は10人、調定額1億6,794万2,700円に対し、収入済額は1億6,767万3,722円となり、収入未済額は26万8,978円、収納率は99.84%となり、前年度比0.54ポイント増となりました。前年度の収入済額が1億6,024万5,556円でしたので、742万8,166円の増となりました。これは、主に農業所得あるいは給与所得の増加によるものと考えております。

(2)、法人町民税では、均等割の法人数が125事業所、収入額が1,288万600円、法人税割の法人数が52事業所、収入額が537万9,600円、総額で1,826万200円、収納率は99.89%となりました。

140ページを御覧ください。(3)、固定資産税では、土地、家屋、償却資産を合わせた調定額は2億4,074万3,200円、収入済額が2億3,637万8,741円、収入未済額が436万4,459円、収納率は98.19%で、前年度比0.32ポイント減となりました。減となった理由は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、今年3月以降の納付が困難になったものでございます。

次に、141ページを御覧ください。(4)、軽自動車税では、表にありますとおり、①、種別割の調定額は2,315万8,800円、収入済額2,300万6,900円、収入未済額は15万1,900円、収納率は99.34%で、前年度比0.21ポイント減となりました。

次に、②、環境性能割は、令和元年10月から

自動車取得税が環境性能割となったもので、そのうち軽自動車で発生した町税の調定額、収入済額ともに13万6,100円、収納率100%となっております。

ページをめくっていただいて、142ページの(5)、町たばこ税では、たばこ本数406万8,873本、税額、収入済額ともに2,299万3,469円、収納率100%となりました。前年度に比べ、たばこの本数は50万本ほど少なく、収入済額でも100万円強減額となっております。

次に、(6)、入湯税では、施設数25施設、課税宿泊客数が3万439人、課税日帰り客数が2万9,441人、合計5万9,880人、調定額628万6,990円、収入済額607万1,440円、収納率96.57%となりました。なお、収入未済額については、現在は完納となっております。

次に、143ページの2、滞納繰越分では、合計で調定額が3,151万1,229円、収入済額が154万3,605円、不納欠損額が169万3,500円、収入未済額が2,827万4,124円、収納率は4.9%、前年度比10.61%減となりました。大幅な減となった理由は、前年度に高額案件を滞納処分等によって完納したことから、今年度は滞納処分可能な案件や徴収可能な案件が減り、納付困難、執行停止等が増加したことによるものでございます。

次に、3、町税の滞納の状況(現年度分)は、国保税と介護保険料を除く町税の滞納額502万887円となり、前年度比で4万3,500円の減、収納率にして0.01%増加、過年度分を含める滞納総額では3,329万5,011円となり、前年度比で173万4,657円の増、収納率にして0.4%減少しております。税目ごとの内訳は表のとおりとなっております。

4番、不納欠損の状況では、地方税法の規定に従い綿密な調査を実施し、徴収不能と判断される事案等について41件、額にして169万3,500円の不納欠損処理を行いました。ほとんどは執行停止によるもので、地方税法第18条第1項の時

効完成による不納欠損となったものでありますが、これらは全て執行停止期間中に時効となったものや、財産調査の結果、執行停止同等と判断したものでございます。

次に、144ページをお開きください。5番、滞納処分の執行状況です。執行した差押え件数が17件、対象税額が3,265万8,859円、換価または取立金額では件数が22件、収入額が465万202円となりました。

6番、総務手数料(税務手数料)の状況、7番、延滞金及び加算金の状況、8番、県民税徴収取扱事務委託金の状況は、表のとおりとなっております。

次に、145ページの9、納税貯蓄組合の状況についてであります。納税貯蓄組合は、納税貯蓄組合法の下、租税の安易で確実な納付を目的に長年活動を行ってきましたが、口座振替の普及により活動が縮小してきたことや、高齢化による担い手不足も影響して、今後の進展は見込めないことから、令和2年3月31日をもって町の連合会は解散となりました。令和元年度の連合会の主な活動は、税の作文募集、町のふるさと納税の現状について研修を行いました。

(1)、納税貯蓄組合連合会を組織する組合の状況、(2)の納税貯蓄組合取扱収納実績、(3)、納税貯蓄組合補助金、納税協力員報償金の状況については、表のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

以上、歳入分についての説明を終わりにして、次に歳出に関しては決算書抜粋資料で主なものについての不用額についてご説明をいたします。抜粋資料を御覧ください。7ページ、8ページをお開きください。2款2項1目の税務総務費でございますが、23節償還金利子及び割引料は49万3,500円を町税過年度還付金として支出し、不用額は22万6,500円となっております。これは、修正申告等による町県民税の還付や、法人の確定申告に伴う法人町民税の還付に係る支出となります。内訳としましては、個人町県民税

5件、9万1,700円、法人町民税11件、38万4,500円、固定資産税3件、1万1,300円、軽自動車税1件、6,000円となっております。

2款2項2目の賦課徴収費でございますが、8節報償費は58万4,670円を納税協力員報償金として支出しております。不用額の39万3,330円については、当初予算編成において納税組合数は44組合予算化しておりましたが、年度内に7組合解散したことに伴い、協力員も同数減少したことから発生した不用額となります。

続きまして、国民健康保険税についてご説明いたします。決算附属資料146ページを御覧ください。国民健康保険加入者の状況、1、基礎課税分、2、後期高齢者支援金等課税分の令和元年度の年度末の世帯数は723世帯、被保険者数は1,099人です。

3、介護納付金課税分の世帯数は281世帯、被保険者数は322人であり、これらの表から世帯数及び被保険者数は年々減少していることが分かります。

147ページ、4、国民健康保険税の課税実績ですが、御覧のとおりとなっております。限度額を超えた課税世帯の内訳としては、基礎課税及び後期高齢者支援金で、共に7世帯で、前年度より減少しております。介護納付金は、3世帯で、前年度より増加しております。また、限度額を超える金額は3つの区分において増額となっております。これは、医療分における課税限度額の改正によるもので、限度額が引き上げられたことによる超過世帯数の変動によるものと考えられます。

5、現年課税分では、合計で調定額が9,967万2,600円、収入済額が9,824万5,292円、収入未済額142万7,308円、収納率98.57%となり、前年度比で0.63ポイント増となりました。

6、国保税軽減の状況ですが、7割、5割、2割軽減合わせて、世帯数が463世帯、被保険者数が672人、軽減額の均等割が966万9,000円、平等割が680万8,000円となり、前年度に比べ、

軽減世帯数及び軽減額はいずれも減少となりました。

148ページをお開きください。7、滞納繰越分ですが、一般被保険者、退職被保険者合わせて、収入済額が166万8,214円、不納欠損額が33万2,400円、収入未済額が113万995円、収納率が53.27%で、前年度比11.47ポイントの増となりました。

8番、不納欠損の状況ですが、地方税法の規定に基づき綿密な調査を実施し、徴収不能と判断される事案等について13件、33万2,400円の不納欠損処理を行いました。

9、督促手数料と延滞金及び加算金の状況は、督促手数料が428件、4万9,000円、延滞金及び加算金は58件、113万4,829円となりました。

10、滞納の状況ですが、滞納者数39人、滞納金額255万8,303円となり、前年度滞納総額371万4,009円から115万5,706円を削減することができました。これは、専門的かつ継続的に滞納者との関わりを持つことができたことが大きな要因と捉えております。

149ページ、介護保険料についてご説明いたします。介護保険料の状況ですが、現年度分の特別徴収、普通徴収、繰越分を合わせた調定額は2億4,076万3,200円、収入済額2億3,979万9,070円、不納欠損額はありません。収入未済額96万4,130円となりました。

(3)、収納率は、現年課税分の特別徴収は100%、普通徴収は96.11%となっており、滞納繰越分については57.1%で、前年度比19.72ポイント増となりました。

(4)、滞納者の状況ですが、滞納金額が96万4,130円、滞納件数89件、滞納者21人、実人数は14人となりました。滞納者のほとんどが税で滞納し、65歳で第1号被保険者となって介護保険料も滞納となっているケースが多く見受けられます。

(5)、督促手数料は129件、1万2,600円となりました。

次に、169ページをお開きください。169ページ下段の2、後期高齢者医療保険事業、(2)、後期高齢者医療保険料賦課・収納状況についてですが、令和元年度は3名、5万4,800円が未収金となりました。

以上で説明を終わりますので、よろしく願いいたします。

委員長 税務課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。それでは、まず歳入について質疑を許します。ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、税務課が所管する歳出2款総務費について質疑を許します。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、ここで保留になっておりました件について答弁を求められておりますので、これを許します。

税務課長。

税務課長 先ほど保留とさせていただきました決算附属資料149ページの介護保険料の滞納者の状況についてお答えしたいと思います。

平成28年度分から令和元年度分にかけて、滞納者、それから滞納金額ともに増加傾向にございます。その理由についてお答えします。元年度の滞納者については御覧のとおりとなっておりますし、古いものにつきましては、古いといえますか、28年、29年、30年につきましては、分割納付というものでもって納付いただいているものが順次完納になってございます。そういった形で、年々古いものが減って、現年度分が増えていくという、そういう傾向でありますので、分割納付というふうに理解していただければ、分割納付の完納によるものというふうに捉えていただければと思います。

委員長 質問ございませんか。

淀川豊君。

10番 今の課長の説明ですと、古いものの分割納付によって完納しているのだということで、例えば現年であったり、30年度、令和元年度あ

たりと新しく滞納者の方が増えているということなのか、そういう認識でいいのか、ちょっとその辺をまず確認したいと思います。

委員長 税務課長。

税務課長 ただいま去年の数字を見て比較しております。平成30年度、つまり今年でいうと令和元年度分、現年度分の滞納者が12人、金額で75万1,000円となっております。平成29年度分、今年の決算附属資料でいうと平成30年度分、滞納額が18万7,600円、滞納者が5人ですから、3人減ったこととなります。30年度は6人減ったこととなります。

以上です。

委員長 ほかに質問ございませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

これで税務課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここで税務課への質疑をひとまず終了し、昼食のため1時まで休憩します。

午前 11時52分 休憩

午後 1時00分 再開

副委員長 休憩を解き会議を再開いたします。

続いて、農業委員会の審査を行います。

農業委員会が所管する6款農林水産業費について、農業委員会事務局長から事業の説明を求めます。

農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長 それでは、よろしく願いします。

審査の前に、農業委員会、農業振興課の本日の出席者を紹介いたします。まず、農業委員会ですが、小松主査でございます。続いて、農業振興課です。菊池6次産業推進監、佐藤副主幹、大島技術主査、佐藤特命主幹、新田主査、以上

でございます。よろしくお願いいたします。

それではまず、農業委員会の決算概要について説明いたします。資料は、令和元年度西和賀町歳入歳出決算書抜粋農業委員会の資料と決算附属資料184ページに農業委員会の活動概要を記載してございます。

ご承知のとおり、農業委員会の主な業務は、毎月1回の農業委員会議と、農業委員、農地利用最適化推進委員による農地を有効に活用するための農地の利用調整であります。したがって、毎年の決算も大きな変動はなく、農業委員、農地利用最適化推進委員の報酬、農業委員会事務局職員の給与が主な支出であり、歳入はそれに付随した補助金などとなっております。

それでは、歳入歳出決算書の歳出1ページから2ページをお開きください。6款1項1目、農業委員会費の報酬の欄を御覧ください。不用額405万1,000円となっております。これは、令和元年度から農業委員、最適化推進委員の報酬の体系が変わりまして、基本部分プラス成果報酬となっております。この成果部分は、担い手への農地集積等の実績によって支給されます。成果報酬最初の年でありましたので、最大限の額の予算化を行ったところではありますが、集積事務においては農業委員などが主体になることが条件となっており、本町では農業振興課の推進員のほうが主体となっていることから、この加算額の対象とはならず不用額となったものであります。

以上、農業委員会の令和元年度の概要について説明いたしました。ご審議の上、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

副委員長 農業委員会事務局長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。

高橋和子君。

4番 今ご説明いただきましたけれども、2ページの農業委員と農地利用最適化推進委員の決算がありますが、農業委員の制度が変わって、

土地利用の促進ということだと思うのですが、ちょっと素人的な聞き方なのですが、耕作放棄地に関しても取り組んでいらしたのか、そういった点でどういう成果が、この制度を変えたところで成果があったのかお伺いしたいと思います。

副委員長 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長 お答えいたします。

制度が変わって、農地利用最適化推進委員を置くことになりましたが、その大きな仕事の一つが耕作放棄地の防止ということになっております。その中で、西和賀町においては、昨年度、農業委員さんと最適化推進委員さんの毎月の会議を開いて連絡調整をしておりますし、地区ごとに農業委員、推進委員が集まって、パトロール及び農地調整をやってきました。その成果もありまして、耕作放棄地というものについては増えていないという状況にございます。

副委員長 高橋和子君。

4番 増えていないというのはすごい成果の一つだと思いますが、既に放棄されている部分についてはどのような取組がなされたのでしょうか。

副委員長 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長 お答えいたします。

既に耕作放棄された部分につきましては、農地から外すというような措置も取っております。農地の分母から外すことによって、耕作面積の率が変わってくるというようなこともございますし、あと今農業委員会で考えていることですが、やっぱり利用できる農地と、これから将来的に利用できない農地、それらについて今後しっかりしていこうということで、そういったことにも取り組んでおります。

副委員長 高橋到君。

5番 今の質問に関連したことですが、復帰できないような農地とされているところは、何町歩ぐらいあるのでしょうか。

副委員長 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長 具体的に何町歩ぐらいと言われると、非常に苦しいところがございますが、現在毎年自己保全管理となっているところが大体200町歩程度でございます。それらにつきましては、長年自己保全管理となっているところがほとんどでございますので、例えば土地改良を行うというようなことになれば戻せるということにつながると思いますが、それ以外でありますと非常に難しいところもあるのかなと考えておりますが、自己保全管理は草刈りだけでもやって、農地を維持していくというような形ではございますが、今後農家の減少等によって、そういうことについても非常に苦しくなる部分もあると思いますので、先ほど言いましたとおり、利用できるものとできないものの区別をしっかりとつけていきたいと思っております。

副委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

副委員長 発言がないようですので、ここでお諮りをいたします。

これで農業委員会が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

副委員長 異議なしと認めます。

これで農業委員会への質疑をひとまず終了し、農業振興課の審査を行います。

農業振興課が所管する6款農林水産業費、11款災害復旧費について、農業振興課長から事業の説明を求めます。

農業振興課長。

農業振興課長 それでは、農業振興課の決算概要について説明いたします。

資料は、令和元年度西和賀町歳入歳出決算書抜粋農業振興課の資料と決算附属資料の75ページから87ページに個別事業の概要、186ページから190ページに農業振興課各種指標を記載しております。説明に当たっては、決算書抜粋に従って、新規事業と例年と違う部分を中心に説

明いたします。

それでは、歳入歳出決算書、歳出の1から2ページをお開きください。6款農林水産業費、1項農業費、農業振興課分の合計支出額は4億1,623万1,737円となっております。昨年度に比べ3,679万409円、率にして8.1%の減額となっております。主な減額は、3目農業振興費において、昨年度国庫補助事業で実施した農業機械の導入2,400万円がなくなったこと、5目農地費において、湯田北部、太田・下巾地区の土地改良事業の工事が終期に近づき、事業費負担が減額になったことなどによるものでございます。

それでは、3から4ページ目をお開きください。19節負担金補助及び交付金の備考欄の一番上にあります大豆・ソバ簡易乾燥機購入補助金20万3,200円は、町単独の事業で、乾燥施設に持ち込む前に水分を調整するためのもので、2台について事業費の3分の1を助成したものであります。

同じく19節、下から2つ目、強い農業・担い手づくり総合支援交付金920万4,000円は、2つの経営体への農業機械、ハウスの補助金、合計536万3,000円と、湯田牛乳公社ヨーグルト工場建設に係る設計費への補助384万1,000円であります。ヨーグルト工場につきましては、令和2年度も同じ補助金を活用し、現在建築中でございます。

5ページから6ページをお開きください。同じく負担金補助及び交付金の上から14段目、地元資源活用商品開発事業費補助金は、西わらび、南部かしわといった地元農産物を活用した商品開発に対し、事業費の3分の1を助成したもので、丸ごと西和賀の魅力を詰め込んだそばの乾麺を開発したものであります。本商品につきましては、県産農林水産物の加工食品コンクール「岩手うんめえもん！！グランプリ2020」において最優秀賞に選ばれております。

次の段、西わらび加工用施設整備事業費補助

金は、生産量が増加している西わらびの処理に対応するため、処理加工機械を導入し、作業効率、衛生管理の向上を図ったものであります。本事業についても、事業費の3分の1を助成したものであり、先ほどの地元資源開発事業と本事業の実施主体は産業公社となっております。

7ページから8ページをお開きください。4目畜産業費、19節負担金補助及び交付金の不用額2,424万4,100円が出ておりますが、この大部分は畜産クラスター事業で予算計上しておりました畜舎の整備が経営体の都合により令和2年度に先送りになり、補正での減額時期に間に合わなかったために不用額となっております。

5目農地費、13節委託料、前郷頭首工補修測量設計業務委託料及び9から10ページ、15節工事請負費1,174万8,000円につきましては、老朽化した前郷頭首工を土地改良施設維持管理適正化事業を活用し修繕したものであります。

同じく19節負担金補助及び交付金の備考欄一番上、かんがい排水事業費負担金（下前地区）437万5,000円は、県営事業で用水路工事を行ったもので、工事期間は令和元年度から令和6年度までを予定しておりまして、町負担12.5%、地元負担5%、合計17.5%分の負担を行ったものです。令和元年度には設計を行っております。

23節償還金利子及び割引料については、多面的機能支払交付金事業国・県費返還金74万1,900円は、令和元年度より5年間の新たな対策に入り、全体策で使われなかった金額、2組合分を返還するものでございます。また、中山間地域等直接支払交付金過年度返還金11万910円は、対象面積が河川改修により減少した分、1協定分の返還となります。

11ページから12ページをお開きください。6目農業者施設費、13節委託料の不用額505万1,593円の不用額につきましては、ゆう星館のポンプ故障により入浴を休止しておりましたが、休止期間や指定管理料の減額について、補正予算の期限までに決定できなかったことから、不

用額となったものでございます。

歳入につきましては、歳出事業に付随した県補助金等となっておりますので、よろしく願いいたします。

以上、農業振興課分の令和元年度決算の概要について説明いたしました。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

副委員長 農業振興課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。

高橋宏君。

8番 3点ほどあります。

抜粋資料4ページ、大豆・ソバ簡易乾燥施設ということで補助が出ているのですけれども、大豆・ソバの乾燥施設はなかなか建設が難しいというような流れとも聞いていたのですけれども、簡易施設ということで、一次乾燥ということだと思えるのですけれども、西和賀町としては一次乾燥ということで、本格的乾燥施設は造らないという方向性なのかについてお伺いします。

同じく抜粋資料の12ページですか、委託料の公園維持とあるのですけれども、これは長峰公園のことだと思えるのですけれども、長峰公園、長らく利用されていないと思うのですけれども、毎年このような業務委託料発生しているのですけれども、どのような形で今後利用を考えているのかという点。

あと、昨年の予算を見ますと、リンドウの優良品種の緊急……新しい品種の植付けということで補助が出ていると思うのですけれども、その決算がどのようになっているのかという点。

3点についてお伺いします。

副委員長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えいたします。

まず、大豆・ソバの乾燥調製施設につきましては、今回の決算については簡易的な機械で水分量を減らして施設に持ち込むということで、この機械につきましては令和2年度についても補助を予定しております。乾燥調製施設ということでございますが、1企業体において、

今年度乾燥施設を整備しております。ただし、この1企業で行った施設だけでは、本町全てのソバの乾燥調製を行うことはできない状況になっておりまして、乾燥調製施設については来年度北上の施設に持ち込めない、今の状況では持ち込めないということになっておりますので、来年度の乾燥の時期までにそういったものを何とかしたいと今考えているところでございます。

次に、公園の管理ということでございますが、長峰公園につきましては、施設が非常に老朽化して、危なくなっていると言ったらおかしいのですが、今のままではもう使えない状況にありますので、バンガローについてはできれば取り壊したいというように考えておりますし、それを取り壊した場合、あそこの公園自体があまり利用価値がなくなるということで、廃止も視野に入れて考えていきたいというふうに思っております。

リンドウの優良品種緊急新植事業につきましては、これは県の事業でして、県3分の1、町3分の1、事業主体3分の1という形で、お盆と彼岸の時期の品種について、新植した場合に補助するという形になっております。昨年度の実施状況につきましては、対象面積合計で1万9,550平米ですので、1.9ヘクタールという形になってございます。事業費においては、129万300円ということであります。

副委員長 高橋宏君。

8番 大豆でしょうか、ソバでしょうか、今乾燥施設の話なのですけれども、北上へ搬入できないということが予想されるということで、先ほど説明あったように、一次乾燥ということだったのでのですけれども、ということはこれから本格的な乾燥施設も視野に入れながらやっていかなければいけないということではないのでしょうか。

副委員長 農業振興課長。

農業振興課長 最終的には本格的な乾燥調製施設という形になると思いますが、取りあえずは乾

燥して、北上の施設に持っていくという状況までは施設整備をしなければならないと考えています。

副委員長 刈田敏君。

1番 私もソバのことをちょっと聞きたいのですけれども、要するに令和元年に2台、今年も予算化しているということは、やりたいけれども、やれないというのかなというところあるのですけれども、これはまさに6次産業につながられる、西和賀町全体としてはこれだけのソバの需要がある中で、これ進められると思うので、進めてもらいたいけれども、実際その2台はどういう使い方をしているのか、それをお知らせください。

あともう一つは、山の幸の状況というのはどういうふうになっているのか、そこ1点を聞きたいと思います。

副委員長 6次産業推進監。

6次産業推進監 それでは、最初の質問、2台ある簡易乾燥機の使い方ということでございますけれども、特にソバの場合なのですけれども、直接刈って、今日のように天気が悪い日ですとか、湿気といいますか、水分量が多いまま大型の乾燥機に直接入れると、非常に乾燥効率が悪いという部分、処理が非常に大変だということがありますので、それを避けるためにあらかじめ、この簡易乾燥機というのは送風式になっていきますけれども、風を送って、ある程度水分を飛ばして湿気を落とすことによって、大型乾燥機での処理が非常に容易になると、スムーズになると、そういった使い方もございますし、それからもう一つ、当初の考え方ということだったのでのですけれども、先ほど課長が申し上げたとおり、刈った大豆ですとか、ソバですとかは、北上の施設のほうに持って行って、最終的な乾燥をお願いするということがあったわけなのですけれども、実は北上のほうの受入れの時間が大体6時くらい、これは労働法の関係もありますので、いつまでも稼働させるわけにいかない

ので、6時くらいまでに持ってきてくださいというふうなお話がございます。西和賀から持っていく場合、大体3時か4時くらいに刈り終えて、一回農産物を持っていきますけれども、その後、西和賀でも日没までに時間が2時間、3時間くらいありますので、そこで刈取り作業をしたいと。幾らでも刈取り作業をしないと、天候の関係で作業が進まないということがあるので、その二、三時間刈取りをすると、それを一晩そのままにしておくとも品質が劣化するために、この簡易乾燥機にかけて、要するに次の日に持ち込むまで時間を稼ぐと、そういった使い方を想定して、この乾燥機は使われていると。2つの使い方があるのですけれども、そういった形で、この簡易乾燥機は活用しているというのが実態でございます。

以上でございます。

副委員長 農業振興課長。

農業振興課長 それでは、山の幸の状況についてお答えいたしたいと思えます。

今大豆、ソバのことで推進監からお答えありましたが、山の幸につきましては今後畜産関係に特化させていきたいというふうに考えております。現在ソバ、大豆の引受けも行っておりますが、作業面積的には大分少なくなってきました。これにつきましては、各事業体、経営体が育ってきておまして、それぞれに機械を導入しているところもあり、当初の山の幸でやっていた部分につきましてはある程度役割は終えたというふうに考えておまして、少しずつ撤退していくという形で、その部分を、昨年度から始めたTMRもありますし、畜産関係について伸ばしていきたいというふうに思っております。

副委員長 刈田敏君。

1番 それで、乾燥機2台、どこに置いていて、どういう使い方をしているというのを聞きたいのです。

それから、わざわざそうやって手間をかけて

やって、ソバ自体が安くたたかれている中において、そこまでお金をかけてやる、その意味はどういうことなのでしょう、その点をお聞きます。

副委員長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えいたします。

2つの事業体のところに1個ずつ置いてあるということでございます。

お金をかけてソバの機械なり施設をどうしてやらなければならないのかということですが、西和賀の今の状況を考えた場合に、ソバにつきましては、十数年前はほとんどゼロだったわけです。それが大豆、ソバ、現在大豆100町歩、ソバ180町歩という形で、一つの主要品目として大きく伸びております。水稻を全てやれるわけではありませんので、土地利用型の作物を作付していかなければなりません。ご承知のとおり、西和賀で土地利用型といいますとほとんどが牧草だったわけですが、牛の飼養頭数もこのとおり減少してきておまして、土地を有効に活用するという部分で、大豆、ソバという大きな面積をやる経営体が伸びてきているということでもあります。その中でも、ソバにつきましては、こう言っはなんですが、潰しが利くという部分は大きいと思えます。なかなか天候に恵まれない場合、大豆を作付できないというようなこともありますので、ソバは8月上旬まで作付可能ということになります。そういった部分から、水稻プラスソバあるいは大豆というのが一つの生産体系になっておりますので、そういった部分でソバの振興は今後も重要だと考えております。

副委員長 刈田敏君。

1番 それだけもう主要品目にするのであれば、やっぱりきちっと計画立てて、課長さっき言いましたけれども、これどんどん進めるべきだと思っておりますけれども、予算を利用して、何とかこれをやりながら、さらに進める方向で行ってもらいたいと思えますけれども、その辺どうで

すか。

副委員長 農業振興課長。

農業振興課長 次の予算になるので、あまり明確には答えられませんが、農業振興課としてはぜひその方向で行きたいというふうに考えております。

副委員長 北村嗣雄君。

2番 私からは、附属資料の82ページの雄雌判別精液利用促進事業についてですけれども、これの取組状況と、それから取り組まれた成果、波及効果はどうなっているのか。昨年も28万4,000円ほどの決算になっていますが、お伺いします。

副委員長 農業振興課長。

農業振興課長 お待たせいたしました。雌雄判別精液利用促進事業費補助金の関係でございますが、令和元年度は受益戸数が5戸で、50本の精液を導入しております。これは、全て雌牛を産むということで導入しております。その事業結果については、ちょっとここに持ってきておりませんでしたので、後でお答えしたいと思います。すみません。

副委員長 北村嗣雄君。

2番 これは、全戸の畜産農家に周知されておるものなのか、ちょっと私その辺確認したいなと思ったのですが、これは継続で今後も多分取り組まれると思うのですけれども、目的は確かに、後継牛に対して繁殖の効率化を図る上での促進ですから、畜産農家はいろんな面ですごく魅力を感じていると思うのですけれども、ではちょっと資料を後からお願いして。

次に、84ページの、それから85ページにもなっていますが、県の経営体の育成基盤整備事業ということで、いろいろ事業がなされております。これは、町の財政の厳しい状況の中で、農業のというか、基盤整備事業を行う上では大変、助成がすごく魅力だなというのを感じるわけですが、ちょっと確認したいのは、これは基盤整備事業をやった附帯工事であるのか、それから

この事業を新たに、例えばそれとは関係なく、地域の管理団体が何かでこの事業みたいなものを利用したいという場合には、町としては、施策は町のほうでやっていますが、その辺は農業振興課のほうでどのように検討されているのか、ちょっとお伺いします。

副委員長 農業振興課長。

農業振興課長 答えいたします。

まず、精液の関係ですが、これは農協さんの負担もあります。ですので、事業主体である農協さんのほうで主に農家のほうにPRしているというふうに思っております。

次に、土地改良事業でございますが、湯田北部地区、太田・下巾地区の土地改良事業については、県営事業でございますが、県が事業主体で行っております。それに対して町の負担があるということで、土地改良事業については現在西和賀町の基盤整備率が大体34%ということで、北上、花巻に比べて非常に低くなっております。今後農業を振興していく上で、基盤整備はまだ必要だというふうに考えておまして、来年度採択予定で川舟地区が手を挙げておりますし、その後についても相談が何件かあるようでございます。町の負担も大きい事業ですので、そういったことも配慮しながら、町としては基盤整備事業を進めていくというふうに考えております。よろしいでしょうか。

副委員長 北村嗣雄君。質問少し聞き取りにくい部分があるので、もう少しマイクに近づいて質問していただければと思います。

2番 この事業については、私今指摘するものはございませんが、ただ今後、私が一番お聞きしたいのは、基盤整備事業、今までやられた事業に対する附帯工事でこれやられていると思うのですけれども、が多いのではないかなと思うのですけれども、ただそのほかの地域の管理組合さんが例えば水利事業とか何かを実施したい、助成を受けたいという場合、そうした施策が、この県営の経営体育成事業の中に施策をしてい

ただくというのは、検討はできるのか、できないのか、ちょっとその辺。決算事項とちょっと離れてしまうのですけれども、今後のこともありまして、確認したくて。

副委員長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えいたします。

今のは水路関係という意味でよろしいでしょうか。ということでございますと、規模によって、県営、団体営という形が決まっております、事業をやる場合。例えば今3か所で水路整備を行っています。これは全部県営になります、かんがい排水ということで、今回新規採択ということで下前地区が採択されておりますので、今言ったように規模によっては違いますが、農業振興課のほうにご相談いただければ、もちろん地元負担もありますし、先ほど言いましたとおり、町の負担もあるものですから、それを全て一気に採択できるということではございませんが、なかなかこの事業については時間がかかりますので、早めに相談していただければ対応したいと思いますので、よろしく願いいたします。

副委員長 北村嗣雄君。

2番 ちょっと変わりました、これ77ページなのですけれども、山の幸王国の事業についてですが、先ほども若干同僚議員が山の幸王国について質問ありましたけれども、運営事業費が1,835万、30、31年度、元年度決算になっていきますけれども、30年度は2,000万の決算で助成されております。家畜の排せつ物の処理に堆肥センターが大変な役割を果たしていることは確かです。私も繁殖農家の一人として、大変助かっております。ただ、こうして見るに、極めて大きい助成額であります。それで、今この山の幸王国でも排せつ物処理のみならず、販売なり収入を得る事業はなされていないのか。今後当然この助成事業が続くようになると思うのですけれども、今後ますます増大するような形はないのか、ちょっとその辺確認したいと思

ます。

副委員長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えいたします。

山の幸王国運営事業につきましては、ずっと2,000万円程度を最初から補助してきております。堆肥処理については、黒字になるような事業ではないということで、そういった形で行ってきておりますが、現在湯田と沢内、2つの堆肥センターがございます。湯田の堆肥センターにつきましては、機械も相当老朽化してきております。大規模改修をしない限り、なかなか今のままの運営については難しいものと思っております。こちらの農業振興課のほうでは、現在の機械が使えるだけ使うという形で、その後については今の処理方法を改めていかなければならないのかなと思っております。そういった部分での数年先の経費節減については、今農業振興課のほうで考えているところでございます。

副委員長 高橋輝彦君。

6番 附属資料の186ページ、6次産業の振興についてでございます。四角の囲みの中の3項目の課題を整理して取り組んだと、この課題解決のために取り組んだということでありますが、この課題解決のために要した費用というのはどれだけになるのか、まずお聞きします。

副委員長 6次産業推進監。

6次産業推進監 大変申し訳ございません。予算書においては、きっちりと6次産業の項目ということで分かれているわけではなくて、農業振興課の経費の中に入っておりますので、ちょっと積算をした上で後ほど整理してお答えをさせていただきます。申し訳ございません。

副委員長 高橋輝彦君。

6番 それで、3つの項目、課題解決のためにやっているわけなのですけれども、これをやった先に、6次産業のためにやっているわけなのですけれども、これずっと6次産業の事業として農業振興課が担当していかれるつもりなのか、

その辺です。本来であれば、何とか3つの項目、課題をクリアすることで、採算の取れる事業というふうなことを目指しているのかなと思うのですが、将来的には民間に委託するような、そんな発展性のことを考えているのかどうか。そうすることで町の活性化につながるのかなと思うのですが、その辺りまで考えていらっしゃるのかどうか、お聞きします。

副委員長 6次産業推進監。

6次産業推進監 それでは、お答えいたします。

平成30年6月に、第2次西和賀町農業農村振興プランを策定したということでございまして、それに基づいて6次産業の課題、決算附属資料186ページにありますとおり3点に絞って、それに対する具体的な対応策を農業農村振興プランでまとめて、今取組を進めているということでございます。

ご指摘のとおり、いつまでも農業振興課でこれをやり続ける、行政のほうで6次産業をやり続けるということではなくて、やはり民間の方々にもきちんと頑張って所得を上げていけるような仕組み、今生産と、それから出口の販売という部分、力を入れてやっているわけなのですが、これをやはり皆さんでできるようにするというのが究極の目標ということになります。一定の成果は、道筋が見えてきたときといいますか、道筋をつけた段階でその後の所管といいますか、農業振興課でいつまでもということはないと思うのですが、その後の役割分担ですとか、進め方というのは考えていかなければいけないというふうに考えてございます。

副委員長 高橋輝彦君。

6番 そういう民間のほうにというふうな考えを持ちながらということでございます。これ取り組み始めて間もないわけですが、令和元年度やってこられて、やってこられた上で幾つかの何か課題みたいなものが見えたのかなと思うのですが、その課題をお聞きします。

副委員長 6次産業推進監。

6次産業推進監 それでは、お答えをいたします。

ちょっと決算からは外れますけれども、令和2年度、にしわが食材マルシェというものを今、昨日でレギュラーシーズン終わったのですが、実は昨年度、令和元年度ですが、それに向けていろいろな調査をしたということでございます。事業所21か所、具体的に回って、インタビューをしたということなのですが、一番大きな課題、難しいと感じた課題は、産業間の連携に当たって、1次産業、2次産業、3次産業の方々の要するに考え方が違う、利害がなかなか一致しないと。その隔たりというのが思った以上に大きかったなということがあります。産業間連携を進めるというのは理想ではあるのですが、それを進めるに当たって、考え方の隔たりが大きいというのが一番感じた部分でございます。大きなことはできないのですが、それを一つ一つ丁寧に埋めていくと、そういったことをやっていかなければ、なかなか大きな目標には到達しないのだなというふうな思いがあります。そういった部分、分かった部分を生かして令和2年度の事業ということで、現在取り組んでいるということでございます。

以上でございます。

副委員長 高橋輝彦君。

6番 1次、2次、3次のそれぞれの部分で隔たり、考え方が違うということでもあります。もし支障がなければ、1つぐらい具体的な例など教えていただけますか。

副委員長 6次産業推進監。

6次産業推進監 それでは、一例でお答えをしたいと思います。

特に米です。いわゆる主食用の米ということなのですが、生産者は町内に対して売るということではなくて、農協さんのほうに簡単にまず出してしまうということで、町内に対してきちんと需要を確保して売ろうという、これないわけではないのですが、非常に少な

いと。そして、町内の旅館、飲食店さんに関しては、米に関しては町内調達ではなくて、町外から調達をすると。町内の生産のほうを見て振興しよう、何とか振興するために町内から米を買おうと、そういうふうな意識はないということで、米一つ取ってみても、全然需要と供給がかみ合っていないという状況です。当然その間に入る加工業者というのも全然育っていない状況でして、西和賀に住んでいながら西和賀の米をどこで買ったらいいか分からないと、そういった状況がありました。このように米を一つ取ってみても、なかなか1次産業から3次産業までかみ合っていない状況があったということでございまして、この部分を含めて令和2年度取り組んでいると、何とか合わせたいということをやっているということでございます。

副委員長 高橋和子君。

4番 2点お伺いしたいのですが、1つは決算書の抜粋の8ページ、下のほうに換地委員謝金というのがあって、9万円、そして不用額7万8,000円ですが、この換地委員という方々は農業委員と連携しながら、それなりの役割を果たしているということかなと思うのですが、実態がちょっと分かりませんので、その活動内容と活動成果、不用額をお伺いします。

それから、もう一つは、イチゴ農家の決算ありまして、イチゴ農家の方々の活動状況、どのようであったのか。一生懸命取り組んでいるというのは知っているのですが、どういう実態になっているのか。あまり多い予算、36万円でしたっけ、多い予算ではないようですが、頑張っているのだらうと思いますが、どういう状況だったのかということと展望、イチゴ農家の展望、併せてお願いします。

副委員長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えいたします。

まず最初の換地委員会の謝金につきましてですが、これは土地改良事業で湯田北部地区の土地改良を行っております。湯田の面整備を行っ

ておりますが、土地改良事業を行って、面を大きくした場合に、土地の登記が必要です。前の土地と土地改良した後の土地が面積も違いますし、場所も違ってきますので、そういった部分で土地の登記をするために換地委員会を開いて、こういった状況で皆さんよろしいですかというような委員会を開くことになっております。その委員の謝金ということで、予定した回数よりも少ない回数で何とかなったということで、不用額が出ております。

あと、イチゴ農家の状況でございますが、決算附属資料の76ページの上段に、いちご産地づくり推進事業という補助金がございます。このように、実施状況のところに、北の輝、赤い妖精、コアという3つの品種が書いておりますが、北の輝というのは従来からやってきている品種でございまして、この導入が対象戸数1戸ということで、今回導入した農家は1戸ですが、実際には7戸ぐらいいちご農家がなくなっているということで、そういったもともと露地栽培をやってきたイチゴ農家ということでは非常に少なくなっております。

下の2つにつきましては、新たに最近になって新しくイチゴ農家になった方、あるいは施設でやっている方で、この部分につきましては、何戸でもありませんが、イチゴの専業農家というような形で頑張っている方が多いということで、こちらについては伸びてというか、まだまだ頑張っていけると思いますが、北の輝についてはやっている方が高齢化してしまってやれなくなっているというような状態が非常に大きくなっておりますので、この部分についてどうするかは今後関係機関と検討しながらやっていきたいと思っております。

副委員長 高橋和子君。

4番 イチゴ関係もこれからの状況によっては伸びていくものかなと思って見ておりましたが、加工、販売までやりたいというふうな声を何年前かに議会と交流したときにお伺いしたのです

が、施設使いたいところが借りられないということで悩んでいたと思いますが、そういった要望は今はないのでしょうか。加工のあたりで何かつかまづいているとか、何か要望しているとか、そういうことはないのでしょうか。

副委員長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えいたします。

詳しくは今の状況で把握しておりませんが、確かに数年前、加工施設を使いたいというような要望をいただいた経緯がございます。現在は、その要望というのは受けておりません。町外でですが、友人さんと2人でそういったことをやっているというようなこともありまして、今のところ加工施設の要望はないというふうに思っております。

副委員長 高橋和子君。

4番 私実際そのとき聞いた加工場のときは、もう一歩突っ込んで手当てしてあげれば、やれたのではないかなと思っておりますが、そういうふうな別なところに道を開いていこうとしてやっていたらしゃれば、それでいいと思っておりますが、できるだけ温かく見守ってやっていただきたいし、イチゴ農家が伸びていくだろうと課長おっしゃったのですが、そういった点も見られるということですか。

副委員長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えいたします。

伸びていくだろうというのは私の願望でございまして、今西和賀に求められているのは、いろいろな品目をやれる状況をつくるということが1つだと思っております。ご存じのとおり、コロナの状況で都会に住んでいる方々が非常に苦労しているというようなこともありますので、西和賀は津波もない、地震もそれほど被害を受けないというようなことで、安全なところという認識をされれば、西和賀に住みたいという方も出てくるものと思っております。その中で、西和賀に何を求められるかといったときに、安全な農作物、あるいはイチゴのように特色のあ

る農作物という形が求められるものと思っておりますので、その一つの品目として、新しい人方がやっている品目ですので、続いてくれる方が出てくればと思っております。

副委員長 北村嗣雄君。

2番 すみません。1点ほど追加の質問させていただきます。

附属資料の88ページなのですがすけれども、有害鳥獣被害対策事業ですが、予算が61万……

副委員長 北村委員長、有害鳥獣は林業振興課の予算となりますので、次の審議でご質問ください。

2番 すみません。失礼します。

副委員長 柳沢安雄君。

3番 私のほうから1点だけお聞かせいただきたいと思っておりますけれども、決算審査とはちょっと離れているかもしれませんが、先ほど8番委員さんの質問の中で、長峰公園のバンガローのお話をされておりましたけれども、解体ということで答えられておりましたけれども、破損というか、壊れている状況をどのぐらい、再利用できるかできないか、その辺をちょっとお知らせいただければと思っておりますけれども。

副委員長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えいたします。

今年もちろん見に行っておりますが、今の状況で修繕をして使えるというような形までは相当金額がかかるものと思っております。費用対効果を考えるとそういった部分では無理かなと思っております。

副委員長 柳沢安雄君。

3番 相当傷んでいると思っておりますけれども、私も二、三度足を運ばせていただきましたけれども、3棟ほど建っておりますよね。それを例えば部分、部分で拾い上げて、一つのものに造り上げられないのかな。

副委員長 農業振興課長。

農業振興課長 実際全部同じように劣化しておりますので、あるものを組み合わせるとするのは

難しいと思いますし、あそこの公園自体が焼地台公園というのがありますので、そういった部分で利用が少なくなったというような背景もありますので、今のところ、先ほど言いましたとおり、修繕については考えておりません。

副委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

副委員長 発言がないようですので、ここでお諮りをいたします。

これで農業振興課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

副委員長 異議なしと認めます。

これで農業振興課への質疑をひとまず終了します。

ここで2時15分まで休憩をいたします。

午後 2時05分 休 憩

午後 2時15分 再 開

副委員長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、林業振興課の審査を行います。

林業振興課が所管する2款総務費、6款農林水産業費、11款災害復旧費について、林業振興課長から事業の説明を求めます。

林業振興課長。

林業振興課長 それでは、私のほうから林業振興課の決算の概要について説明いたします。

説明前に本日の林業振興課の出席者を紹介します。吉田課長代理でございます。高鷹主任でございます。よろしく願いいたします。

それでは、資料は令和元年度西和賀町歳入歳出決算書抜粋林業振興課の資料と決算附属資料88ページから90ページに個別事業の概要、191ページに林業振興課各種指標を記載しております。説明に当たっては、決算書抜粋に従って主なものを説明いたします。

それでは、歳入歳出決算書の歳出1ページから2ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費の町有林造成基

金積立金については、町有林整備事業においての素材生産に伴う売上金となります。

続いて、下段の森林整備促進基金積立金については、国から交付された森林環境譲与税による事業費の余剰金分となります。

次に、6款農林水産業費、2項林業費における支出総額8,864万7,596円は、昨年度より572万5,049円、10.7%の増となっております。増加の主なものにつきましては、4目林業者施設費において、焼地台公園のつり橋の駐車場工事となっております。

3ページから4ページを御覧ください。2目林業振興費については、林道維持管理費のほか、森林カルテ作成事業、森林エネルギー利用で切り開く西和賀町の未来推進事業、地域おこし協力隊招聘事業、森のサイクル普及啓発プロジェクト事業などに関わる支出となっております。森のサイクル普及啓発プロジェクト事業は、町内小中学校の児童生徒を対象として、森林環境教育事業を実施しております。そのほかにも、森林体験教室についても実施いたしました。

1枚めくっていただき、5から6ページを御覧ください。3目造林事業費は、主に町有林整備事業として、志賀来地区の皆伐、貝沢地区の間伐6.5ヘクタールと路網整備650メートル、中村地区の更新伐5.3ヘクタール、湯川・下前地区の下刈り10.52ヘクタール、そのほか測量を実施したものです。

次に、林業者施設費ですが、主にゆう林館、焼地台公園に係る指定管理料と修繕料となっております。また、予備費から委託料への118万5,000円の充用につきましては、ゆう林館の浴槽配管修繕及び洗浄費用が不足したことに伴う充用となります。

歳入につきましては、事業実施に伴う県補助金などとなっております。また、担当としては企画課の歳入になりますが、令和元年度から森林環境譲与税の譲与が開始され、本町には661万4,000円が交付されております。

以上、林業振興課の令和2年度決算の概要について説明いたしました。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

副委員長 林業振興課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。
高橋輝彦君。

6番 私は、附属資料の89ページ、森のサイクル普及啓発プロジェクト事業でございます。こちらの事業というのは、西和賀の将来を担う子供たちに自然を通して地元愛あるいはふるさと愛、そういうものをしっかり育むすばらしい重要な事業だと思っております。平成30年に比べて報償費が恐らく3分の1以下ぐらいになっているような気がするのですけれども、まず下がっております。十分な事業ができたのかどうか、その辺をお聞きします。

副委員長 林業振興課長。

林業振興課長 お答えいたします。

決算額の減少につきましては、平成30年に植樹祭が行われておりまして、その植樹祭部分も森のサイクル普及啓発事業という形で計上しておりましたので、その部分の減少ということになります。実際事業費としてそれほど需用費がかかることではございませんが、委員おっしゃいましたとおり、非常に重要な事業と考えております。これによって、小学生、中学生が森に関心を持ち、あるいは高校生になったときに職場体験という形で林業振興課のほうに来ていただいたり、その後のつながりも持てるというふうに思っております。そういった部分で、林業振興課にとっても重要な事業と考えております。

副委員長 高橋輝彦君。

6番 報償費だけでも下がったような感じがしましたがけれども、環境譲与税も導入されて、交付されて、ますます充実しなければならない事業だと思っております。元年度の決算を踏まえて、何か考えるところがあればお聞きします。

副委員長 林業振興課長。

林業振興課長 お答えいたします。

この事業に関しては、今年度も行っております。今年度も事業費についてはさほどかかっておりませんが、事業を行うということ、あるいは小学生、中学生たちが熱心に授業を受けて、それに感銘を受けているというような形で、非常によろしい成果が出ているものと考えております。事業費については、必要であれば増額いたしますが、今のところそれほど費用がかかっているということではございませんが、来年度以降、ほかの部分で費用がかかる場合には、譲与税の関係もありますので、予算確保はできるものと考えております。

副委員長 高橋輝彦君。

6番 費用がかかっていないということだけでなく、内容の充実を考えないかどうかということでありますが、その辺はいかがですか。

副委員長 林業振興課長。

林業振興課長 お答えいたします。

内容の充実ということでございますが、今やっている内容で十分子供たちも満足しているということでございますので、今のところはその方向で行きたいと思っておりますし、変える部分については先生方と相談しながら、変えなければならぬところがありましたら変えていきたいと思っております。

副委員長 北村嗣雄君。

2番 先ほどはちょっと失礼いたしました。改めて、附属資料88ページになりますが、有害鳥獣被害対策事業の件ですけれども、30年度よりは若干予算を計上している、61万円ほどで決算しているのですが、このほかに取り組まれた予算外の予算もありますけれども、どれほどの成果が得られたと町では捉えているのか。

それから、拡大する方向で、なかなか被害を縮小させるには難しいような取組だなと感じますが、その辺ちょっと今後のためも含めてお伺いします。

副委員長 林業振興課長。

林業振興課長 お答えいたします。

一般質問のときにもございましたが、非常に熊の目撃情報等多くなっております。町民の皆さんが目撃に慣れてしまっているというようなこともございまして、情報を林業振興課のほうにいただけないというようなこともあるものと思っております。

住民の高齢化等、里山と熊の生息地域の境がなくなっているというようなことも原因の一つとは思いますが、人間の住んでいる領域に熊が非常に現れやすくなっているということで、そのことについては我々も非常に苦慮しております。

また、猟友会の方々も人数が少なくなっておりまして、頑張っていたいておりますが、なかなか難しいところも出てきております。

対策としては、まず第一には個人で対策することが必要になりますし、鳥獣保護の観点もあるというようなことで、無制限に捕獲するということが難しくなっております。西和賀町の場合は特例許可ということで、県内でも一番多いぐらいの頭数を捕っていいという許可はいただいているのですが、その許可の部分も年々増加してきておりますが、追いつかないというような状況にあります。現在その特例許可部分を超えて捕獲し、1件1件の申請になっているということで、事務的にも非常に負担が大きくなってきております。根本的な対策というのはなかなか難しいものですので、人間の住むところと熊の住むところの境界をきちっとやっていくことも必要かなとは思っているのですが、なかなか難しいところでございます。

農作物については、電牧と対策を取れるところについて取っていただいて、決定打はなかなか難しいのですが、鳥獣被害について対応していきたいと思っております。

副委員長 北村嗣雄君。

2番 なかなか自然の生き物ですし、やはり先ほど課長が言ったように、保護的なあれからしてもむやみに捕獲したりすることはできないの

でしょうけれども、ただ実際に今被害を受けて、その被害状況と町として取り組んでいる状況を見ますと、なかなか被害が減少するというのは難しいような感じが何となく感じられるのです。

それで、今後、報告も大事でしょうけれども、やはり追い払うというか、防止策。私の近くに町が置いた光センサーと、ちょっとした爆音のやつ、夜だけ鳴るやつを設置しているのですけれども、あれは全然効きません。本当に効かない。私の近くで、田中實さんのところに置いているのですけれども、関連して私この間、ちょっと値段も張ったけれども、爆音機を購入してやりました。そうしたら幾らか、何百メートルぐらいまでは効果があります。捕獲も大事でしょうけれども、やはり時期的な被害ですので、何とか被害を減少するには、やっぱり近寄らないというか、そこを完全に封鎖できるような何か、今の爆音の拡大も、若干地域住民からは、民家からはうるさいと言われるかもしれないけれども、そういう施策もあっていいのではないかなと考えます。

前は熊だけだったけれども、今度はイノシシというのがすごく町内全般に多く出てきていますので、いずれ今後の期待をして、予算ちょっとぐらい計上して、思い切った施策が望まれるなというふうに感じますので、よろしく願いします。

以上です。

副委員長 林業振興課長。

林業振興課長 ありがとうございます。爆音機につきましては、今15台ございます。フル稼働でやっている状況なのですが、慣れると爆音機も効かなくなるというようなことで、同じところにずっと置いても駄目だというようなこともございます。いろいろなかなか難しいのですが、まず来年はぜひ電気牧柵を少しやってみようかなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

副委員長 刈田敏君。

1 番 関連しますけれども、これ被害額と違ってきちっと調査していますか。それと、この60万の使い方というの、猟友会とのつながりなのですけれども、やっぱりそこだけでない分というのが必要になってくると思います。きちっとどれぐらい被害があつて、どれぐらい手を打たなければいけないかというのが次の予算にいくことになると思うのですけれども、これはまず動物との知恵比べみたいところで猟友会さんをお願いして、何とかそこを食い止めると思うのですけれども、これであればいつまでたっても変わらないと思うので、抜本的に分けるとか、あと刈り払いをするとか、要するに入ってこないような環境もと課長言っていましたから、そういうのもまた別の手だてでやるとか、そういうところまでやらないと変わっていかないと思うのですけれども、それ以上に被害が大き過ぎるのが懸念材料だと思います。その辺、被害額どれぐらいあるのか把握していますか。

副委員長 林業振興課長。

林業振興課長 お答えいたします。

毎年被害防止計画というのを報告しておりますので、それに一応被害額を算定して出しておりますので、そういった部分はツキノワグマ、ハクビシン、カラス、熊だけではなくて、全ての被害額ということ算定して行っております。

あと、人間と熊の生息域については、残飯とかそういった熊の食べるもの、食べられるものをなるべく置かないようにするというふうになんか前から言われてきておりますが、それが徹底できないということもあります。あるいは牛の餌のところに熊が入るといったようなこともございまして、非常に難しいのですが、とにかく一番最初は自衛ですので、そういった部分を気をつけていただいて、それで賄えない部分を町でやっていくという形で進めてまいりたいと思います。なかなか難しいことと考えております。

副委員長 刈田敏君。

1 番 それでは、トータルしていいのですけれど

も、令和元年度分の被害額というのはどれぐらいあるのですか。

副委員長 林業振興課長。

林業振興課長 お答えいたします。

本当に正しいかどうかという、こちらで把握した被害額、熊の部分で262万という形で報告しております。

副委員長 刈田敏君。

1 番 熊だけで262万ということでありまして、いろいろ来ています。そこやっぱりきちっと毎年同じようなことを統計して、西和賀町に熊がこれぐらいいます。結局どれぐらい被害あるかというのが比べられると思うので、その辺も仕事というか、その一部だと思っておりますので、そこはやっていただきたいと思っておりますけれども、いかがですか。

副委員長 林業振興課長。

林業振興課長 そのようにしていきたいと思いません。いずれ報告いただかないと被害額も想定できませんので、そういったことを町民にお願いしながら、被害、目撃情報ともに増えておりますので、そういったことを伝えていきたいと思っております。

副委員長 早川久衛君。

9 番 決算附属資料の90ページに、中村で更新伐593万7,000円というのを計上しておりますけれども、中村で町有林というのはあるのですか、大変恥ずかしいことなのだけれども。

副委員長 林業振興課長。

林業振興課長 ただいまの質問につきましては、吉田課長代理のほうからお答えいたします。

副委員長 吉田課長代理。

林業振興課長代理 お答えいたします。

昨年度は、更新伐5.3ヘクタールで593万7,000円ということで、中村で実施をしておりました。町有林でございます。

以上でございます。

(何事かの声)

林業振興課長代理 場所が小繋沢と左草の間辺り

になります。バイパスのほうから入っていった草地になるのですけれども、そちらでございました。

副委員長 早川久衛君。

9番 そこも中村という場所になっているのですか。

副委員長 吉田課長代理。

林業振興課長代理 すみません。そうしたら、後でもう一度調べてご報告いたしたいと思います。よろしくお願ひします。

副委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

副委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで林業振興課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

副委員長 異議なしと認めます。

これで林業振興課への質疑をひとまず終了します。

ここで2時50分まで休憩をいたします。

午後 2時39分 休 憩

午後 2時50分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、さわうち病院が所管する認定第8号令和元年度町立西和賀さわうち病院事業会計決算の審査を行います。

病院事務長から説明を求めます。

病院事務長。

病院事務長 ご苦労さまでございます。

初めに、出席者を紹介させていただきます。私のほかに今日は事務室の赤石主任が出席しております。よろしくお願ひいたします。

それでは、これより西和賀さわうち病院事業会計の決算に係る説明をさせていただきます。今定例会では、冒頭の決算認定議案の上程の際に、その概要をご説明しておりましたので、ただいまの説明は概況的な事柄についてのみとし、

限られた時間でございますので、できるだけ質疑応答の時間を確保して、委員各位のご理解に努めたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

まず、令和元年度の患者動向であります。議案上程の際にも申し上げたとおり、入院の延べ患者数は前年度に20年ぶりに到達した1万人台を維持することができず、病床稼働率も目標としていた70%には届きませんでした。また、外来患者数につきましても、医科、歯科いずれも前年度を下回る結果となりました。

次に、収支でございますが、収益的収支における医業収益は、入院、外来ともに患者動向を反映し、前年度を下回ることになったことも議案上程の際に申し上げておりました。

別冊の決算附属資料の業務報告書2ページと3ページをお開きください。一番下の患者1人1日当たり診療収入の推移という表を御覧ください。これがいわゆる診療単価がどうなっているかということなわけですが、令和元年度は入院が前年度に比べて1,271円の増となっておりますが、医科外来は258円マイナスとなっております。歯科外来はプラスの382円と比較的大きく伸びており、過去10年間で1度も到達していない6,000円台の診療単価となっております。

決算書20ページをお開きください。上段の表が収入に関するものですが、医業収益は患者数の減などにより、前年度対比880万円余りの減となる5億5,339万9,360円、医業外収益は他会計補助金と長期前受金戻入の増などにより、前年度対比2,261万円余り増の3億5,485万9,473円となり、事業収入合計で9億825万8,833円となりました。

下段の事業費用でございますが、1、医業費用の(1)、給与費は、医科医師1名、看護師1名の増などにより、前年度対比3,010万5,000円の増となりました。(3)、経費につきましては、県からの派遣医師がなかったことによる負担金の減や出張診療費の減などにより、

前年度対比1,815万円の減となっております。このほか、減価償却費も1,639万9,000円の減で、医業費用トータルでは前年度対比527万6,000円余り減となる9億3,956万5,783円の決算額となりました。これに医業外費用2,003万2,507円を加えた9億5,959万8,290円が事業費用の合計となっております。

この結果、別冊の附属資料、業務報告書8ページ、9ページをお開きください。当該年度の純損失、いわゆる赤字額は5,133万9,000円となりましたが、前年度との比較では1,700万円近く減らしておりますし、当初予算時点で見込んでおりました損失額との比較でも、2,300万円余りを圧縮することができました。

地域医療を担う公立病院として、24時間365日の医療体制を維持していくには、本町のような過疎地域ではどうしても採算性が確保できないことや、新病院建設で毎年1億円を超える減価償却費を計上していることなどを踏まえると、単年度収支の均衡を図ることがいかに困難かということは、委員の皆様にもご理解いただいているところかと思いますが、そのことに決して甘えることなく、適正な収益の確保と徹底した費用の削減に努め、収支バランスの改善を目指していく所存を申し上げ、概況説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

委員長 病院事務長の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 決算書の令和元年度さわうち病院事業報告書の9ページを見ながら、ちょっと質問してまいりたいと思いますが、冒頭総括事項で、今事務長からも説明がありましたが、入院患者数が1万人台を割りながら、病床稼働率65%ということ、外来も昨年よりも減ったということがありますが、この減少については、さわうち病院としてはどのような原因というか、何がどうなって、こういうような結果になったというこ

とで捉えているのか、まずその点についてお聞きしたいと思います。

委員長 病院事務長。

病院事務長 お答えいたします。

患者数の減に関してということによろしいですね。患者数が令和元年度減少した要因を病院としてどのように捉えているかというご質問でございますが、これははっきり申し上げると、確たる要因というものは病院としてもはっきりつかんでいないわけでございますが、ただいつも先生方とお話ししている中で、やっぱり人口減少の影響が一番多いのだろうというふうに思います。そのことによって患者数が減ってきていることが一因かというふうに分析しておりますし、あと昨年度の場合は、今年の1月から3月までが令和元年度に含まれるわけですが、ご承知のとおり、新型コロナの感染拡大によって、患者数の落ち込みというのが、特に入院患者数に関しては、今年になってからの落ち込みというのが顕著に現れました。新型コロナウイルスによって、町民の皆さんがかなり感染症に対する意識が高くなったのかなと思っております。実際インフルエンザの受診者数が今年较去年に比べるとかなり少なかった印象を持っております。そういった新型コロナウイルスの感染拡大による町民の意識の変化、手洗いとかそういうことに気をつけて、それが逆に患者さんが健康になって、入院患者数が落ち込んでいるのかなと。そこは明確な因果関係は分かりませんが、院内ではそのような分析をしているところでございます。

委員長 淀川豊君。

10番 春先のコロナの影響もあったのではないかとということでご答弁をいただきましたが、令和元年度は建設改良費ということで、いろいろな設備の更新等したわけですが、令和2年度が始まって、また今回の補正予算等でも設備については予算計上されていたかと思いますが、令和元年度、現在の設備において、さわうち病院

のこれからいろいろな状況に対応する中で、設備的にはこれからもっともっと導入して、高度医療をしていきたいというような、そういう考えはあるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

委員長 病院事務長。

病院事務長 お答えいたします。

医療機器、医療設備に関してでございますが、今のところ、何か大きなこういう医療機器が必要だというのは、新しく導入しなければならないというものはございません。ただ、医療器械の耐用年数というのは、5年から8年ぐらいで大体耐用年数を迎えて、耐用年数到来しても適正なメンテナンスを行ってれば、何年も使えるわけですが、新病院移行後、今年で6年になりまして、そういう意味では新病院移行時に新しく導入した医療機器、設備等々がこれからいろいろ耐用年数を迎えたり、あるいはあちこち故障が出てきたりすることがありますので、今後はそういった機械の更新、あとはいかに長く適正なメンテナンスを行って、長寿命化を図っていただけるかというあたりを念頭に考えているところでございます。

委員長 淀川豊君。

10番 分かりました。この報告書の中では、元年度は5,100万円という純損失ということでありましたが、予算の比較では2,300万円の収支改善となっているということで、マイナスも少しずつ減ってきているというような状況であります。この報告書の10ページの最後の段落で、「当院がこれまで地域で果たしてきた社会的役割というものを収益面でも適正に評価を受けるべく、診療報酬算定上の病床機能の見直しに着手し、次年度からの運用開始に備えた」ということの記述がありますが、その辺をちょっと詳細にご説明いただければと思います。

委員長 病院事務長。

病院事務長 ただいまの委員のご指摘の箇所の説明でございますが、はっきり文言では出してお

りませんでしたけれども、それは地域包括ケア病床のことを指しております、今年度4月当初から地域包括ケア病床の入院料の算定を始めているところであります。ただ、それに当たります、昨年度のうちからそれに伴う準備に取りかかっておりましたので、そのことを指しての文言でございます。

委員長 刈田敏君。

1番 収支に関しては、かなり努力されて、改善しているようなところありますけれども、私は1つとして、町民のご意見等を、投書箱もあるようですけれども、どのように把握されて、病院全体で共有されているのか、その辺りをお聞きしたいと思います。

委員長 病院事務長。

病院事務長 お答えいたします。

まず一番は、病院の患者さんから、投書も含めて苦情とかいろいろ、中には感謝の手紙なども頂いたりしております。常にそういった投書箱、苦情、直接患者さんから、あるいは家族の方から、当院のスタッフに寄せられる声には常に耳を傾けて、回答が必要なものにはその都度回答申し上げておりますし、あとは必要に応じて、求めがあれば、北村先生なんかがよく地域に出向いて、出前講座といいますか、いろいろ病院の取組などもご説明したりする機会も、最近コロナの関係でそういう機会を設けられずにおりますけれども、そういったことで常に町民の声を吸い上げるような努力はしているつもりでございます。

委員長 刈田敏君。

1番 そうですね、北村院長も本当に足運んで、いろいろなみんなの意見を吸収しながら、いい病院を目指していると思います。北村……顧問ですか、今。

(総括院長の声)

1番 総括院長ですね。やはり病院、あその建物としては、西和賀の顔、今度は消防署もできたし、そういう意味では顔だと思えますし、

病院に関係ある人たちは中も分かると思うのですけれども、それ以外の人は見た時点で、癒やしや雰囲気や、そういうところがきちっとあるような、そこをやっぱり望んでいると思うので、町民からの意見は、全てそれを聞くということはあれなのですけれども、そういう点にも、幾ばくかの気をそっちのほうに回していかななくてはいけないのではないかなという気がしますけれども、その辺は事務長、どうですか。

委員長 病院事務長。

病院事務長 確かに診療を行うだけが病院の役割とは思っておりませんので、病院にいらした患者さんが気持ちの上でも健康になっていただくように、スタッフ一同対応を心がけてまいりたいと思っております。

委員長 高橋宏君。

8番 監査報告の中でもいろいろ報告があって、入院患者、外来については減少、しかしその中でも経費削減の中で予想より赤字が少なくということで、いろいろ努力されているということは、監査委員のほうからも評価されていると思いますけれども、現状を見た場合、先ほどとちよっと関連しますけれども、患者の減少の理由の中で、人口減少とコロナの影響という話がありました。病院の近くを見てみますと、隣の町の病院の患者の送迎バスが近くまで来ているような状況で、ある意味、どこの病院も患者の奪い合いと申しますか、あと同じく職員も隣町に再就職したりとか、職員の奪い合いと申しますか、そのような現状が実際見られています。このような現象について、病院としてはどのように捉えているのでしょうか。

委員長 病院事務長。

病院事務長 患者さんが隣の町の送迎の車両に乗って、患者さんがそちらに流れているという現状は私も認識をしておるところでございます。そういう現状を目の当たりにして、残念な思いではおります。そういう意味で、当院の取組と申しますか、診療方針をまだまだご理解いただ

けないのかなという。よそに行かれる理由というのが一体どういうところにあるのかなということは、常に考えてはいるのですけれども、これは患者さんが選ぶことですので、当院とすれば精いっぱい患者さんから選ばれる医療機関を目指して、努力をしていかなければならないと思っていますところでございますし、それから後段のスタッフの確保についてでございますが、これもそういう事例が確かにございました。それは、待遇をよくすれば他院に流れるということは防げるかと思うのですけれども、なかなか公立の病院としてやっていく上で、スタッフを抱えていく上で一定の制約もあるわけで、そういったところで民間の医療機関と競争になってしまうと、どうしても太刀打ちできない部分がありまして、そういったところも本当にじくじたる思いでいるところでございますが、現状精いっぱい我々でできるところをやって、スタッフの確保にも何とか努めているところでございます。

委員長 高橋宏君。

8番 職員のことで待遇改善がなかなか厳しいというのは、確かにそのとおりだと思います。ただ、医療関係、業務内容はどこに行ってもある程度似たような部分があると思います。その中でのがりがいと申しますか、働きやすさとか、そういう部分で病院内でふだんから職員同士の話し合いとか、改善とかというようなことは行われているのでしょうか。

委員長 病院事務長。

病院事務長 他院での取組というのは、私も詳しくは存じ上げませんが、少なくとも当院といたしましては、通常の診療活動のほかにも、時間内外問わず、いろんな各種委員会がありまして、そこで医療安全だったり、あるいは感染症に関する委員会だったりとか、様々な委員会、それからいろんな通常の業務外の活動を通して、職員のスキルの向上だとか、そういったものに努めておりまして、職員はそういった活動を通

してやりがい等を、さわうち病院で働いていることに対してのやりがいを感じてもらえるような、そういった取組も行っているところがございます。

委員長 高橋和子君。

4番 医療は、実際人間がやると思っておりません。スタッフの状況というのは、いろいろ大変なものがあったのではないかなと思いますが、令和元年度においてのそういったドクターはじめスタッフの確保について、いろいろなことがあったかと思いますが、状況をお知らせください。

委員長 病院事務長。

病院事務長 病院で働くスタッフの確保ということにつきましては、今回に限らずずっとこういう地域で病院を維持していく上では、もう終わることのない課題だというふうに認識しております。

肝腎のドクター、医師につきましては、おかげさまで令和元年度は3人体制を確保、維持することができましたし、令和2年度も同じ体制で進めているところでございます。

あとは、医師につきましては、不足する部分につきましては、院外からの応援診療で賄っておりまして、専門外来、眼科とか、耳鼻科とか、そういったものも含めて、一通りの診療はさわうち病院で賄えるだけの体制は整えていると思っております。

それから、看護師含めた医師以外のスタッフにつきましても、不足して、本当に通常の診療に支障が出る程度の欠員というのは今のところ生じておりませんので、何とか通常診療を最低限のところまでやっているわけですが、何か事故といいますか、病休だとか、あるいはそれ以外のことで欠員が生じると、例えば看護師につきましても夜勤体制を組めなくなるとか、常にそういったこととは隣り合わせでやっておりますので、引き続き、特に看護師については常に人員確保には頭を悩ませているところでござ

います。

以上です。

委員長 高橋和子君。

4番 あと、一生懸命取り組んでいると思えますリハビリ関係と地域包括について、若干、令和元年度のところの活動をお願いします。

委員長 病院事務長。

病院事務長 地域包括ケア病床の入院料の算定をこの4月から始めているということは先ほど申し上げたとおりでございます。それに向けて、地域包括ケア病床の要件の一つにリハビリを何単位以上やらなければならないという規定がございまして、それをクリアしないと地域包括ケア病床の入院料を算定できないということになっております。したがって、リハビリの理学療法士、あるいは作業療法士の確保というのは、地域包括ケア病床を維持していく上では必要不可欠な職種になっております。その職種、当院で今4人在籍しておりまして、その4人体制の中で地域包括ケア病床も運営している状況でございます。それ以外にも、通所リハビリ、あるいは訪問リハビリをやっておりますので、地域包括ケア病床だけでいけばその4人体制で十分なわけですが、今後そういった通所リハビリ、訪問リハビリ、あるいは町の要請に応じて介護予防事業等にも病院の理学療法士、作業療法士が協力、今後どんどんそういったニーズが増えてくることが予想されると、その技術者をこれから増員の検討をしていかなければならないだろうなというところではあります。今のところは、まず今の4人体制で様子を見ているところでございます。

委員長 高橋和子君。

4番 あと、他の医療機関と、それから福祉施設との連携で、どのような活動があったのか。大ざっぱでいいです。

委員長 病院事務長。

病院事務長 町内の民間の診療所の先生方との連携でございますが、月1回、先生方にさわうち

病院に来ていただいて、必ず連携の会議を開いております。具体的な中身はどういうことかと申しますと、まず開業の先生方から入院患者さんをご紹介いただきます。その入院患者さんの当院での治療の状況、あるいは治療が済んで退院された患者さんの情報だとか、そういったものを紹介いただいた先生方と情報を共有するようにしております。それに歯科の先生方も一緒に会議には入っていただいております。そういう意味では、町内における医科歯科連携も図られております。

それから、介護施設との連携につきましては、当院の先生方と介護施設との直接の会議というのは限られた回数しか持てませんが、ただ社会福祉士、さわうち病院にいる社会福祉士が常に退院調整、退院支援の仕事をしておりますが、その社会福祉士の業務の中で必ず介護施設とのやり取りが毎日頻繁に行われておりまして、そういったやり取りを通じて、介護施設との連携も今のところうまく図られているのではないかなと思っていますところでございます。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

これで認定第8号 令和元年度町立西和賀さわうち病院事業会計決算の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これでさわうち病院への質疑をひとまず終了し、本日の日程を終了いたします。

明日15日は午前9時30分より学務課から順に審査を行いますので、よろしく願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

午後 3時22分 散 会